

Ⅱ 平成 31 年度予算案のポイント

平成31年度厚生労働省予算案の 重点事項

平成31年度厚生労働省予算案における重点事項

平成31年度予算では、人口が減少する中、人生100年時代を見据え、誰もがその能力を発揮できる一億総活躍社会の実現に向けて、全世代型社会保障の基盤強化に取り組むため、消費税率引上げによる財源も活用し、以下を柱として必要な予算措置を行う。

人生100年時代を見据えた 一億総活躍社会の実現

平成31年度予算における消費税率引上げに伴う対応（政府全体）
・社会保障・税一体改革における社会保障の充実
　公費 + 3,300億円（うち国分 + 2,800億円）
・新しい経済政策パッケージ
　公費 + 4,800億円（うち国分 + 2,000億円）

全世代型社会保障の基盤強化

1. 働き方改革・人づくり革命・ 生産性革命		2. 質が高く効率的な保健・医療・ 介護の提供	3. 全ての人が安心して暮らせる 社会に向けた福祉等の推進
新しい時代を 切り拓く 働き方改革	・中小企業・小規模事業者への支援（長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現） ・医療従事者の働き方改革	地域包括ケア システムの構築	・地域医療構想達成に向けた医療提供体制の整備 ・介護離職ゼロの実現（介護の受け皿整備、介護人材の確保・処遇改善） ・認知症になってからも安心して暮らし続けられる地域づくり
あらゆる人に チャンスがある 人づくり革命	・女性・高齢者をはじめとする就労促進 ・障害者の活躍の場の拡大 ・外国人材の働く環境の整備 ・人材育成の強化と人材確保対策の推進	健康寿命 の延伸	・予防・健康づくり（重症化予防等の保健事業と介護予防・フレイル対策の一體的実施、受動喫煙対策）
世界に先駆けた 生産性革命	・働き方改革による生産性の向上 ・医療・介護・福祉サービス等における生産性向上	Society 5.0の 実現に向けた 科学技術・イノベーションの推進	・データヘルス改革（健康・医療・介護情報の連結、ビッグデータを活かす研究開発） ・保健・医療・介護分野におけるAI・ICT等の徹底活用

平成31年度厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

計数は、平成31年度予算案。（）内は、平成30年度当初予算額。□は消費税率引上げに伴う対応（平成31年度当初予算案）。[]は平成30年度補正予算案。

1. 働き方改革・人づくり革命・生産性革命

*個別の事業については関連する各事項に重複計上される場合がある

働き方改革の推進と誰もが活躍できる労働環境の整備

- 働き方改革・生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者に対する支援
1,211億円（938億円）
 - 「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ型の相談支援、商工会議所・商工会等での出張相談、中小企業・小規模事業者に対する個別相談等の機能・体制の強化
 - 時間外労働の上限設定、勤務間インターバルの導入、最低賃金・賃金の引上げ、非正規雇用労働者の待遇改善等に取り組む中小企業・小規模事業者への助成金の拡充
 - 働き方改革のための人材の確保や生産性向上に資する設備投資等により雇用管理改善を図る企業に対する支援
 - 生活衛生関係営業者への生産性向上・収益力向上に関する個別相談、セミナー等の実施 等

- 消費税率引上げ及び軽減税率対応等に係る生活衛生関係営業者に対する支援 4.4億円
- 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の取組に対する助成の拡充 5.5億円

- 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり（一部再掲）
216億円（117億円）
 - 時間外労働削減等に取り組む中小企業の事業主団体への助成金の拡充
 - 勤務間インターバル制度の導入促進、休み方改革の推進
 - 産業保健総合支援センターによる中小企業・小規模事業者の支援の拡充、産業医等の研修の充実 等

- 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保（一部再掲）
1,083億円（828億円）
 - 業界別同一労働同一賃金導入マニュアル等を活用した相談支援の実施
 - 非正規雇用労働者の待遇改善等を行う事業主に対する支援の推進 等

- 柔軟な働き方がしやすい環境整備
8.0億円（7.5億円）
 - 雇用型・自営型テレワーク等の就業環境の整備 等

- 総合的なハラスメント対策の推進
40億円（27億円）
 - セクハラ、パワハラ等の被害を受けた労働者等への迅速な相談対応、「ハラスメント撲滅月間」の実施による全国における集中的な周知広報
 - 中小企業向けセミナーや企業訪問による企業のハラスメント防止対策の取組支援 等

- 医療従事者の働き方改革の推進
15億円（6.9億円）
 - タスク・シフティング等の勤務環境改善を行う医療機関への支援
 - 「医療勤務環境改善支援センター」による医療機関の訪問支援
 - 女性医療職等のキャリア支援、地域医療介護総合確保基金による病院内保育所への支援
 - 看護業務の効率化に向けた取組の推進 等

- 治療と仕事の両立支援
34億円（27億円）
 - 主治医・会社・コーディネーターのトライアングル型支援の推進 等

多様な人材の活躍促進

- 女性活躍の推進
323億円（316億円）
 - 子育て等により離職した女性等の再就職の支援
 - 男性の育児休業等の取得促進 等

- 若者・就職氷河期世代に対する就労支援
124億円（121億円）
 - 新規学卒者等への在学中からのきめ細かな就職支援、就職氷河期世代の無業者への就労支援 等

- 高齢者の就労促進
289億円（268億円）
 - 初めて中高年齢者を採用する企業への助成金の拡充
 - 高齢者の就業実現に向けた「生涯現役支援プロジェクト（仮称）」の実施 等

- 障害者の就労促進
155億円（149億円）
 - 公務部門における障害者雇用の推進
 - 障害者雇用ゼロ企業に対する提案型のチーム支援の拡充
 - 精神障害や発達障害などの多様な障害特性に対応した支援の強化 等

- 外国人材がその能力を有効に發揮できる環境の整備
100億円（50億円）
 - 新たな在留資格により受け入れる外国人材の雇用管理の助言・指導体制の整備や労働相談体制の強化
 - 外国人技能実習に関する実地検査や相談援助等の体制強化 等

計数は、平成31年度予算案。（）内は、平成30年度当初予算額。□は消費税率引上げに伴う対応（平成31年度当初予算案）。[]は平成30年度補正予算案。

1. 働き方改革・人づくり革命・生産性革命

*個別の事業については関連する各事項に重複計上される場合がある

*内閣府計上

人材育成の強化と人材確保対策の推進

- リカレント教育の拡充等による人材育成の強化
1,188億円（935億円）
 - キャリアアップ効果が高い講座の給付率引上げ等の教育訓練給付の拡充
 - 中小企業等の労働者を対象とした基礎的ITリテラシーの職業訓練の実施
 - 長期の教育訓練休暇制度を導入した事業主への助成金による支援の実施
 - 人材育成ニーズに対応した教育訓練プログラムの開発 等

- 人材確保支援の総合的な推進
404億円（362億円）
 - 介護・保育・建設等の人材不足分野における人材確保支援の推進（一部再掲）
 - 地方自治体等と連携した地域雇用対策の推進 等

生産性向上の推進

- 働き方改革・生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者に対する支援（再掲）
1,211億円（938億円）

- 医療分野における生産性向上の推進
15億円（1.9億円）
 - 全国的な保健医療情報ネットワークの稼働に向けた患者同意の下での情報共有に係る課題の検討・実証
 - Tele-ICU体制（中心的なICUで複数のICUの患者モニタリングを実施）の整備促進
 - 電子処方箋等の効果的・効率的な仕組みに係る調査等 等

- 介護・障害・保育分野における生産性向上の推進
44億円（37億円）
 - モデルとなる介護事業所における具体的な取組の展開、その成果のガイドラインへの反映等を通じた全国での取組の推進
 - 介護ロボットの開発・活用支援、ICTの活用支援
 - 障害者支援施設等におけるロボット等の導入モデル事業の実施 等

- 保育園、放課後児童クラブ、児童養護施設等のICT化等の推進
15億円
- 介護事業所における生産性向上の推進
4.6億円

希望出生率1.8の実現

- 「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援
1,057億円（977億円）
 - 「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿拡大
 - 幼児教育・保育の無償化の実施*
 - 認可外保育施設の保育の質の確保・向上、認可保育園等への移行に向けた支援
 - 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの推進* 等

- 保育人材の確保・処遇改善
158億円（124億円）
 - 潜在保育士の再就職支援
 - 保育士の処遇改善*
 - チーム保育推進加算及び栄養管理加算の拡充* 等

新しい経済政策パッケージ

- | | |
|---------------------------------|---------|
| ○保育の受け皿整備（子育て安心プランに基づく保育所等運営費）* | 163億円 |
| ○幼児教育・保育の無償化* | 1,532億円 |
| ○保育士の処遇改善* | 103億円 |
| ※ 保育の受け皿整備の額は、事業主拠出金を含まない。 | |

- | | |
|-----------------------------|-------|
| ○待機児解消に向けた保育園等の整備 | 420億円 |
| ○社会福祉施設等の耐震化整備、非常用自家発電設備整備等 | 172億円 |
| ○保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の確保 | 15億円 |

介護離職ゼロの実現

- 介護の受け皿整備
467億円（423億円）
 - 地域医療介護総合確保基金による介護施設等の整備
- 介護人材の確保・処遇改善
352億円（89億円）
 - 介護職機能分化や多職種チームケア等の推進
 - 介護入門者のステップアップや現任職員のキャリアアップ支援
 - 介護人材の処遇改善
 - 外国人介護人材受け入れのための環境整備 等

消費税率引上げとあわせ行う社会保障の充実

- | | |
|--------------------|--------------|
| ○地域医療介護総合確保基金（介護分） | 549億円（483億円） |
|--------------------|--------------|

新しい経済政策パッケージ

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ○介護人材の処遇改善 | 213億円 |
| ○社会福祉施設等の耐震化整備、非常用自家発電設備整備等（再掲） | 172億円 |
| ○介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資等の確保 | 4.2億円 |

計数は、平成31年度予算案。()内は、平成30年度当初予算額。□は消費税率引上げに伴う対応(平成31年度当初予算案)。[]は平成30年度補正予算案。

2. 質が高く効率的な保健・医療・介護の提供

地域包括ケアシステムの構築等

- 地域医療構想をはじめとした地域医療確保対策の推進 **706億円 (635億円)**
▶ 地域医療介護総合確保基金による支援、都道府県の医療行政人材の育成等による地域医療構想の推進
▶ 歯科診療所・病院・介護施設・地域包括支援センター等の連携強化
▶ 薬剤師・薬局の機能強化や連携体制構築のモデル事業 等

消費税率引上げに伴う診療報酬・薬価等の改定 (2019年10月実施)
診療報酬本体改定率 +0.41% 薬価改定率 ▲0.51% 材料価格改定率 +0.03%

消費税率引上げとあわせ行う社会保障の充実

- 地域医療介護総合確保基金（医療分） 689億円 (622億円)
○医療ICT化促進基金（仮称）の創設 300億円

- 医師偏在対策の推進 **119億円 (113億円)**
▶ 医師少数区域等で勤務した医師の認定制度開始に向けた調査
▶ 新専門医制度の研修に関する日本専門医機構への支援 等

- 災害医療体制、健康危機管理体制の推進 **94億円 (4.2億円)**
▶ DMAT体制の強化、災害拠点病院等の耐震化等の災害医療体制の充実
▶ 災害時における保健所の健康危機管理体制の確保のための体制整備

- 災害拠点病院等の耐震化整備、給水設備強化、非常用自家発電設備整備等 43億円
○広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の機能拡充 2.8億円
○有床診療所等におけるスプリンクラー等の設置 20億円

- 介護離職ゼロの実現（再掲） **819億円 (512億円)**

- 自立支援・重度化防止に向けた取組の強化 **210億円 (207億円)**
▶ 自立支援・重度化防止等に関する市町村や都道府県の取組の推進
▶ 科学的介護推進のためのデータベースの構築 等

- 認知症になってからも安心して暮らし続けられる地域づくり **119億円 (97億円)**
▶ 認知症本人のビア活動の促進や、認知症の人の支援ニーズに認知症サポーターをつなげる組み（チームオレンジ（仮称））の構築
▶ 地域における認知症医療の拠点として、認知症疾患医療センターの相談機能強化・整備促進
▶ 成年後見制度の利用促進のための体制整備（後掲） 等

消費税率引上げに伴う介護報酬改定 (2019年10月実施) 改定率 +0.39%

消費税率引上げとあわせ行う社会保障の充実

- 地域医療介護総合確保基金（介護分）（再掲） 549億円 (483億円)
○地域支援事業（在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等） 267億円 (217億円)
○介護保険料の低所得高齢者への軽減強化 450億円 (123億円)

健康寿命延伸、受動喫煙対策、がん・肝炎・難病対策の推進

- 健康寿命の延伸に向けた予防・健康づくり **31億円 (30億円)**
▶ 高齢者の保健事業と介護予防の市町村における一的な実施の先行的な取組への支援
▶ 生活習慣病の重症化予防、健診受診促進、重複多剤投薬対策等の先進的なデータヘルス事例の全国展開
▶ 健康寿命の延伸に向けた歯科口腔保健の推進
▶ 食事摂取基準を活用した高齢者のフレイル予防の推進 等

- 受動喫煙対策の強化 **43億円 (42億円)**
▶ 受動喫煙対策に関する新制度の周知啓発
▶ 飲食店等における喫煙専用室等の整備に対する助成
▶ 受動喫煙対策に係る個別相談の支援 等

- がんゲノム医療等の推進 **56億円 (45億円)**
▶ がんゲノム情報管理センターやがんゲノム医療提供体制の充実
▶ 治療と仕事の両立支援（再掲） 等

- 肝炎対策の推進 **35億円 (31億円)**
▶ 肝炎患者等の重症化予防の推進
▶ 肝がん・重度肝硬変治療研究及び肝がん・重度肝硬変患者への支援

- 難病対策の推進 **12億円 (6.2億円)**
▶ 難病等の医療費助成におけるマイナンバー利活用による申請手続の負担軽減 等

風しん・新型インフルエンザ等の感染症対策

- 感染症対策の推進 **270億円 (197億円)**
▶ 風しん・新型インフルエンザ等の感染症対策の強化
▶ エイズ対策の推進

- 風しん抗体検査の対象者拡大 17億円
※平成30年度予算の活用分を含め計30億円

- 新型インフルエンザの発生に備えたプレパンデミックワクチンの備蓄 23億円

安定的で持続可能な医療保険制度の運営確保

- 被用者保険への財政支援 **839億円 (837億円)**
▶ 拠出金負担の重い被用者保険者への支援及び財政が悪化した健康保険組合の財政健全化に向けた取組への支援

※ 後期高齢者医療制度の保険料（均等割）に係る軽減特例の見直しについて、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施する。

計数は、平成31年度予算案。()内は、平成30年度当初予算額。□は消費税率引上げに伴う対応(平成31年度当初予算案)。[]は平成30年度補正予算案。

2. 質が高く効率的な保健・医療・介護の提供

Society5.0の実現に向けた科学技術・イノベーションの推進

- データヘルス改革の推進 **722億円 (172億円)**
▶ NDB（セブト情報・特定健診等情報データベース）や介護保険総合データベース等で保有する健康・医療・介護情報を連結して分析可能な環境の整備
▶ 全国的な保健医療情報ネットワークの整備に向けた実証等の実施
▶ 医療保険のオンライン資格確認等システムの開発 等

消費税率引上げとあわせ行う社会保障の充実
○医療ICT化促進基金（仮称）の創設（再掲） 300億円

- 医療系ベンチャーの振興 **7.9億円 (7.3億円)**
▶ アカデミアや大手企業と医療系ベンチャーの人材交流の促進
▶ 医療系ベンチャーと製薬企業等とのマッチングイベントの開催 等

- 保健医療分野等の研究開発の推進 **582億円 (570億円)**
▶ 日本医療研究開発機構（AMED）における革新的医薬品、がん・難病、感染症、認知症等に関する研究開発支援
▶ 臨床研究中核病院の診療情報の標準化・連結の推進による「クリニカル・イノベーション・ネットワーク」（CIN）構想の推進
▶ 保健医療分野におけるAI開発の加速 等

- 医薬品・医療機器等の開発促進 **7.0億円 (4.3億円)**
▶ バイオ医薬品の製造・開発を担う人材の育成支援
▶ 医療現場のニーズを踏まえて医療機器を開発できる人材の育成支援
▶ 再生医療の臨床研究に関する支援の拡充 等

医療の国際展開・国際保健への貢献

- 医療機関における外国人患者の受け入れ体制の整備 **17億円 (1.4億円)**
▶ 外国人患者が安心して医療を受けられる環境の整備

- 国際機関等を通じた国際貢献の推進 **63億円 (53億円)**
▶ 顧みられない熱帯病対策を含む感染症対策・医薬品開発等の支援 等
○公衆衛生危機・感染症対策に係るWHO、GHIT基金等への拠出金 48億円

医薬品・食品等の安全の確保

- 医薬品等に関する安全・信頼性の確保 **15億円 (11億円)**
▶ 革新的医薬品等の実用化促進のための医薬品医療機器総合機構（PMDA）における「先駆け審査指定制度」審査体制の強化
▶ 医療情報データベース（MID-NET）の拡充・連携強化による医薬品の安全対策の高度化
▶ 医薬品等製造所に対する製造・品質管理基準（GMP）適合性調査における革新的な製造技術への対応及び調査体制の強化
▶ 薬物取締体制の強化、薬物乱用者の再乱用防止対策の充実

- 食品の安全・安心の確保 **3.9億円 (57百万円)**
▶ 食品リコール・営業許可情報の一元管理のための共通基盤システム整備
▶ 食品等事業者に対するHACCP導入に関する業種別手引書等の周知及び相談支援 等

強靭・安全・持続可能な水道の構築

- 水道事業の基盤強化 **650億円 (375億円)**
※他府省分を含む
▶ 水道施設の強靭化、水道事業の広域化・IoT活用等の推進
○水道施設の整備等 270億円 ※他府省分を含む

3. 全ての人が安心して暮らせる社会に向けた福祉等の推進

子どもを産み育てやすい環境づくり

○希望出生率1.8の実現（再掲） 1,216億円（1,101億円）

○児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進 1,698億円（1,548億円）

- 児童相談所や市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）に基づく体制強化
- 一時保護児童の受入体制の充実
- 要保護児童等に係る情報を開き方機関間で共有するシステム構築の推進
- 家庭養育優先原則に基づく特別養子縁組の推進、里親リクルート活動の充実等の包括的な里親養育支援体制の構築
- 児童養護施設・乳幼児院等の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の推進 等

○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の貸付原資等の確保 20億円

○児童相談所における全国共通ダイヤル「189」の無料化 7.9億円

○社会福祉施設等の耐震化整備、非常用自家発電設備整備等（再掲） 172億円

消費税率引上げとあわせ行う社会保障の充実

○社会的養育の充実 237億円（208億円）

○母子保健医療対策の推進 231億円（215億円）

- 子育て世代包括支援センターの設置促進
- 不妊治療への助成、産婦健康診査、産後ケア事業の推進 等
- ひとり親家庭等の自立支援の推進 2,267億円（1,867億円）
- ひとり親家庭等に対する地域の民間団体を活用した相談支援の強化、親の資格取得に向けた生活支援の充実
- 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金（仮称）の給付 等

※ 児童扶養手当の支払回数について、現行の年3回を見直し、年6回の隔月支給を2019年11月支払いから実施する。

○ひとり親家庭等職業訓練促進資金貸付事業の貸付原資等の確保 29億円

地域共生社会の実現に向けた地域づくり

○包括的な相談支援、地域の支え合いの再生 29億円（26億円）

- 複合化・複雑化した課題を受け止める包括的な相談支援体制の整備の推進
- 仕事と地域活動の両立促進 等

○生活困窮者の自立支援の推進 522億円（520億円）

- 子ども等の生活習慣・環境の改善等に関する取組の強化、居住支援の充実
- 生活困窮者支援を担う人材の養成・確保の推進 等

○成年後見制度の利用促進のための体制整備 3.5億円等（3.3億円の内数等）

- 中核機関の整備や市町村計画の策定の推進
- 成年後見制度の担い手育成、低所得の高齢者・障害者への成年後見人の報酬の助成 等

障害者施策の総合的な推進

○障害福祉サービスの確保等の障害児・者支援の推進 799億円（571億円）

- 就学前の障害児の発達支援の無償化
- 障害福祉人材の処遇改善
- 障害福祉サービス事業所等の整備、地域生活支援の拡充、発達障害児・者や医療的ケア児への支援の拡充
- 障害者の芸術文化活動の促進・読書環境の向上、農福連携による就労促進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 等

消費税率引上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定(2019年10月実施) 改定率 +0.44%

○社会福祉施設等の耐震化整備、非常用自家発電設備整備等（再掲） 172億円

自殺総合対策の推進

○自殺総合対策の推進 31億円（31億円）

- SNS等を活用した若者向けの相談・支援の強化
- 自殺総合対策推進センターの支援による地域の自殺対策の効果的な推進 等

依存症対策の推進

○依存症対策の強化 8.1億円（6.1億円）

- 全国レベルの拠点機関における地域の指導者の養成、依存症の情報発信
- 地域における依存症医療・相談支援体制の整備、民間団体の支援 等

安心できる年金制度の確立

○持続可能で安心できる年金制度の運営 11兆9,807億円（11兆6,198億円）

消費税率引上げとあわせ行う社会保障の充実

○年金生活者支援給付金の支給（2019年10月施行） 1,859億円

戦没者遺骨収集等の推進

○戦没者遺骨収集等の推進 24億円（24億円）

災害からの復旧・復興の支援

○被災地における心のケア支援、福祉・介護サービス提供体制の確保

被災者支援総合交付金177億円の内数等（21億円）

平成31年度厚生労働省予算案における重点事項（主要施策）

1. 働き方改革・人づくり革命・生産性革命

働き方改革の推進と誰もが活躍できる労働環境の整備

(働き方改革・生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者に対する支援)

1,211億円（938億円）

- 「働き方改革推進支援センター」において、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の緩和等について、労務管理等の専門家によるワンストップ型の相談支援や助成金の活用方法等に関するセミナー等を実施するほか、商工会議所・商工会等での出張相談、中小企業・小規模事業者に対する個別相談等の機能・体制の強化を図る。
- 「働き方改革関連法」の施行に向けて、中小企業・小規模事業者が「働き方改革」によって何が変わるのか等を理解するため、国が実施する支援策についてメディア等を活用した全国的な周知広報を実施し、労働法制の考え方や働き方改革に取り組むための改善事例等について広く周知・啓発を行う。
- 時間外労働の上限設定、勤務間インターバルの導入、最低賃金・賃金の引上げ、非正規雇用労働者の処遇改善等に取り組む中小企業・小規模事業者への助成金を拡充するとともに、働き方改革のための人材の確保や生産性向上に資する設備投資等により雇用管理改善を図る中小企業・小規模事業者に対する支援等を行う。
- 生活衛生関係事業者への生産性向上ガイドライン・マニュアルを活用した個別相談や、収益力向上に関するセミナー等を実施する。

(消費税率引上げ及び軽減税率対応等に係る生活衛生関係営業者に対する支援)

4.4億円

- 消費税率引上げ及び軽減税率導入に対応しつつ、生産性の向上を図るために、セミナー等を通じて、生活衛生関係営業者のICTの導入を促進するとともに、軽減税率導入に係る業種毎の手引き書の作成等を支援する。

(最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の取組に対する助成の拡充)

5.5億円

- 最低賃金の地域間格差の縮小を図るために、生産性向上に資する設備投資等に対する助成の拡充を行い、最低賃金引上げに取り組む中小企業・小規模事業者を支援する。

(長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり)

216億円（117億円）

- 時間外労働削減等に取り組む中小企業の事業主団体への助成金を拡充するとともに、長時間労働の是正に向けて、労働基準関係機関において丁寧な指導を行う。また、自動車運送事業、建設業など、業種ごとの取組に対する支援を行う。
- 勤務間インターバル制度について、業種別導入マニュアルを作成するほか、中小企業が活用できる助成金制度や制度導入に係る好事例の周知等を通じて普及促進を図る。また、改正労働基準法の周知とともに、年次有給休暇の取得促進に向けた普及啓発等により、休み方改革を推進する。
- 産業保健総合支援センターにおける中小企業・小規模事業者への訪問支援等の拡充、産業医等の産業保健関係者や事業者向け研修の充実等により、中小企業・小規模事業者の産業保健活動を支援する。

(同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保)

1,083億円（828億円）

- 「働き方改革推進支援センター」において、労務管理等の専門家による業界別同一労働同一賃金導入マニュアル等を活用した相談支援等を実施し、非正規雇用労働者の待遇改善を図る。また、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を推進するため、事業主を支援するキャリアアップ助成金による支援等を行う。

(柔軟な働き方がしやすい環境整備)

8.0億円（7.5億円）

- 子育て、介護等と仕事の両立や多様な人材の能力発揮に資する雇用型・自営型テレワーク等及び副業・兼業について、ガイドラインの周知徹底等により、長時間労働を招かない等の良好な就業環境の整備に配慮しつつ普及を促進する。

(総合的なハラスメント対策の推進)

40億円（27億円）

- セクハラ、パワハラ等の職場のハラスメント撲滅に向けて、「ハラスメント撲滅月間」を設定し、事業主向け説明会の開催やシンポジウムの開催等による集中的な周知啓発を実施する。ハラスメント被害を受けた労働者からの相談に迅速に対応するため、都道府県労働局の相談体制を強化するほか、平日の夜間や休日も対応するフリーダイヤルやメールによる相談窓口を設置する。
- 中小企業を対象としたセミナーや専門家による個別企業の訪問等により、企業のハラスメント防止対策の取組支援を行う。

働き方改革の推進と誰もが活躍できる労働環境の整備

(医療従事者の働き方改革の推進)

- タスク・シフティング等の勤務環境改善の先進的な取組を行う医療機関に補助を行うとともに、医療関係団体による好事例の普及等を支援する。また、医師の働き方改革に向けた地域リーダーの育成や病院長向けの研修を実施するほか、「医療勤務環境改善支援センター」において、労務管理等の専門家による医療機関の訪問支援等を行う。さらに、適切な医療のかかり方について国民の理解を促進するため、ウェブサイトの構築等効果的な周知啓発を行う。
- 出産・育児・介護等における女性医師等をはじめとした医療職のキャリア支援の拠点となる医療機関の支援を行う。また、地域医療介護総合確保基金による病院内保育所への支援を行う。看護職がより専門性を発揮できる働き方を推進するため、看護業務の効率化に資する先進的な取組を行う医療機関を表彰し、取組を周知する。

15億円（6.9億円）

(治療と仕事の両立支援)

- 両立支援コーディネーターの育成・配置、疾患別サポートマニュアルの作成等により、主治医・会社・コーディネーターのトライアングル型支援を推進する。また、ハローワークとがん診療連携拠点病院等との連携体制構築を推進し、がん患者等の長期療養者に対する就職支援を拡充するとともに、がん診療連携拠点病院等における各個人の状況に応じた「治療と仕事両立プラン」の策定や地域における相談等に対応するための支援体制を拡充する。

34億円（27億円）

多様な人材の活躍促進

(女性活躍の推進)

- ハローワークにおけるマザーズコーナーの拠点数を拡充し、子育て女性等の再就職支援を充実する。また、男性の育児参加を促すための全国的なキャンペーン、企業や企業に働きかけを行う自治体を対象としたセミナー等により、男性の育児休業等の取得促進を図る。

323億円（316億円）

(若者・就職氷河期世代に対する就労支援)

- 「学卒者全員正社員就職」実現に向けて、大学等との連携強化による支援対象者の確実な把握、特別支援チーム等を活用した新規学卒者等の就職実現までの一貫した支援の強化を図る。また、就職氷河期世代等の無業者を対象に就職支援と福祉支援をワンストップ型で提供するモデル事業を創設するなど、地域若者サポートステーション事業の強化を図る。

124億円（121億円）

(高齢者の就労促進)

- 初めて中高年齢者を採用する企業に対する助成金を拡充するとともに、ハローワークの生涯現役支援窓口を増設する。また、高齢者雇用の多様性を踏まえ、高齢者に係る成果を重視した賃金制度や能力評価制度の構築に取り組む企業に対し、その整備費用を助成する。
- 高齢者の就業意欲を喚起するための取組や、在職中からのセカンドキャリア設計支援等を行なう「生涯現役支援プロジェクト（仮称）」を実施する。また、地域の様々な機関が連携して高齢者の就業を促進する「生涯現役促進地域連携事業」の拡充やシルバー人材センターのマッチングの機能強化等を実施する。

289億円（268億円）

(障害者の就労促進)

- 公務部門における障害者雇用を推進するため、各府省等向けのセミナー・職場見学会の開催、職場定着支援等を実施する。また、厚生労働省においても、障害特性に応じた個別支援、障害に対する理解促進のための研修等に取り組む。
- 障害者の雇用経験やノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業に対して、ニーズに応じた提案型のチーム支援を実施する。精神障害や発達障害を持った求職者の支援を行う専門職員をハローワークに配置するほか、就労環境の整備等を推進するための情報共有フォーマット（就労パスポート）の整備、障害者就業・生活支援センターの機能強化など、多様な障害特性に対応した就労支援の強化を図る。

155億円（149億円）

(外国人材がその能力を有効に発揮できる環境の整備)

- 新たな在留資格により外国人材を受け入れるに当たり、適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問により雇用管理状況の確認、改善のための助言・指導等を行うとともに、外国人雇用状況届出の適正な履行を確保するための体制を整備する。また、外国人労働者に係る労働相談体制の強化を図るとともに、外国人労働者が容易に理解できる視聴覚教材等の作成により、労働災害防止対策を推進する。
- 外国人留学生等の日本での就職を促進するため、ハローワークの外国人雇用サービスセンター等の増設など、相談体制の強化を図る。また、外国人留学生等をはじめとする外国人材の日本での就職・職場定着を促進するため、日本語コミュニケーション能力の習得等を支援する研修を実施する。
- 外国人技能実習に関する実地検査や相談援助等の体制を強化する。

100億円（50億円）

人材育成の強化と人材確保対策の推進

(リカレント教育の拡充等による人材育成の強化)

- 一般教育訓練給付についてキャリアアップ効果が高い講座を対象に給付率を引き上げるとともに、専門実践教育訓練給付について専門職大学の追加など対象講座を拡大する。また、中小企業等の労働者を対象とした基礎的ITリテラシーの職業訓練等を実施する。
- 長期の教育訓練休暇制度を導入した事業主への助成金による支援を行うとともに、事業主によるe-ラーニングを活用した教育訓練を助成金の対象に追加する。
- 様々な人材育成のニーズに対応し、最新かつ実践的な知識・技術の習得に資する教育訓練プログラムの開発・実証を行う。
- 危機管理を含めた企業のマネジメント力を引き上げるため、総合的なモデルカリキュラムを開発し、教育訓練の実施を支援する「企業のマネジメント力を支える人材育成強化プロジェクト事業（仮称）」を行う。

1,188億円（935億円）

(人材確保支援の総合的な推進)

- 介護、保育、建設をはじめとする人材不足分野において、マッチング支援の機会を拡充するとともに、事業主等の雇用管理改善に対する助成や相談支援等を通じて、総合的な人材確保対策を推進する。また、地方自治体・経済団体等と連携して、地域における雇用対策を推進する。

404億円（362億円）

生産性向上の推進

(働き方改革・生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者に対する支援)（再掲）

1,211億円（938億円）

(医療分野における生産性向上の推進)

- 全国的な保健医療情報ネットワークの2020年度からの稼働に向けて、患者同意の下での情報共有に求められる課題の検討・実証を行う。また、中心的なICUで複数のICUの患者モニタリングを行うTele-ICU体制整備に対する支援を行う。
- 電子処方箋の実証事業を通じて把握した課題等を踏まえ、電子処方箋等のより効果的・効率的な仕組みに係る調査等を行う。

15億円（1.9億円）

(介護・障害・保育分野における生産性向上の推進)

- 介護事業所の生産性向上を推進するため、モデル事業所において具体的な取組を展開し、その成果や手法を生産性向上ガイドラインに反映することを通じて、全国での実践につなげる。介護ロボットの開発・活用支援、ICTの活用支援の拡充等を行う。
- 障害者支援施設等におけるロボット等の導入モデル事業を実施する。

44億円（37億円）

(保育園、放課後児童クラブ、児童養護施設等のICT化等の推進)

- ・ 子どもの登降園管理業務の電子化やタブレット端末の活用、子どもの情報等の管理のシステム化等により、保育園等の職員の業務負担軽減を図るなど、保育園、放課後児童クラブ、児童養護施設等のICT化等の推進を図る。

15億円

(介護事業所における生産性向上の推進)

- ・ 介護事業所における生産性向上の推進を図るため、業務プロセス、職員配置及び作成文書の見直しのほか、介護ロボットの活用等を通じ、多様な業務改善モデルを構築・提示することで、事業所が自ら取り組むための環境整備を加速化する。

4.6億円

希望出生率1.8の実現

(「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援)

- 待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき、保育園等の整備等を推進する。また、「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、幼児教育・保育の無償化を実施する。認可外保育施設について、保育の質の確保・向上を図るために支援や、認可保育園等への移行に向けた支援を行う。
- 「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブの量的拡充を図るとともに、育成支援の内容の質の向上等を推進する。
- (保育人材の確保・待遇改善)**
- 勤務経験にランクのある潜在保育士の再就職支援を行うとともに、保育士・保育所支援センターにおいて潜在保育士等のニーズに合わせたきめ細かなマッチング支援を行う。
- ハローワークの人材確保対策コーナーを拡充し、関係団体と連携して、求人者・求職者向けセミナー、見学会、面接会等を実施する。
- 「新しい経済政策パッケージ」に基づき、保育士の待遇改善を実施する。
- 保育園等の体制充実を図るため、チーム保育推進加算及び栄養管理加算を拡充する。

1,057億円（977億円）

新しい経済政策パッケージ

- 保育の受け皿整備（子育て安心プランに基づく保育所等運営費）
- 幼児教育・保育の無償化
- 保育士の待遇改善
- ※ 保育の受け皿整備の額は、事業主拠出金を含まない。

163億円
1,532億円
1,03億円

(待機児童解消に向けた保育園等の整備)

- ・ 「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備等を進めるため、保育園等の整備に必要な経費を補助する。
- (社会福祉施設等の耐震化整備・非常用自家発電設備整備等)**
- ・ 児童福祉施設、障害者福祉施設、高齢者福祉施設等における耐震化整備や倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等に加え、大規模停電時に医療的配慮が必要な入所者等の安全を確保するための非常用自家発電設備の整備等に必要な経費を補助する。
- (保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の確保)**
- ・ 保育士資格の取得や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する。

420億円
172億円
15億円

介護離職ゼロの実現

(介護の受け皿整備)

- 地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等の整備を推進する。

467億円（423億円）

(介護人材の確保・待遇改善)

- 介護職員のキャリア・専門性に応じた機能分化や多様な人材によるチームケアの実践等を通じて、介護人材の参入環境の整備等を推進するとともに、介護入門者のステップアップ支援や現任職員のキャリアアップ支援を行う。また、若者、子育て世代、アクティビシニア等の対象者像に応じた人材確保対策を推進するため、介護の仕事の魅力をPRする全国的な広報活動等を実施する。
- 「新しい経済政策パッケージ」に基づき、介護人材の待遇改善を実施する。
- 外国人介護人材の円滑な受入れを図るため、日本語学習や介護技能の修得等を支援し、その受入環境の整備を推進する。

352億円（89億円）

消費税率引上げとあわせ行う社会保障の充実

- 地域医療介護総合確保基金（介護分）

549億円（483億円）

新しい経済政策パッケージ

- 介護人材の待遇改善

213億円

(社会福祉施設等の耐震化整備・非常用自家発電設備整備等)（再掲）

- (介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資等の確保)**
- ・ 介護福祉士資格の取得や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する。

172億円
4.2億円

2. 質が高く効率的な保健・医療・介護の提供

地域包括ケアシステムの構築等

(地域医療構想をはじめとした地域医療確保対策の推進)

706億円（635億円）

- 地域医療構想達成に向けて、地域医療介護総合確保基金による病床の機能分化・連携等の支援、都道府県の医療行政人材の育成等を行う。
- 歯科診療所・病院・介護施設・地域包括支援センター等の連携強化に関する取組を支援する。薬剤師・薬局の機能強化や連携体制構築のためのモデル事業を実施する。

消費税率引上げに伴う診療報酬・薬価等の改定（2019年10月実施）

診療報酬本体改定率 +0.41% 薬価改定率 ▲0.51% 材料価格改定率 +0.03%

消費税率引上げとあわせ行う社会保障の充実

- 地域医療介護総合確保基金（医療分）
- 医療ICT化促進基金（仮称）の創設

689億円（622億円）
300億円

(医師偏在対策の推進)

119億円（113億円）

- 医師少数区域等で勤務した医師の認定期間開始に向けて、全国的な医師の配置調整を行う仕組みや必要なシステム構築等に関する調査等を行うとともに、新たな専門医制度について、日本専門医機構による研修プログラム等のチェック、都道府県や関係学会との調整等への支援を行う。

94億円（4.2億円）

(災害医療体制・健康危機管理体制の推進)

- DMAT体制の強化、災害拠点病院等の耐震化等により、災害医療体制の充実を図る。また、地域における健康危機管理体制の拠点であり、避難所や在宅の住民の医療・保健・福祉のニーズに対応する中心拠点である保健所について、非常用自家発電設備の整備により、その機能を維持できる体制を確保する。

(災害拠点病院等の耐震化整備・給水設備強化・非常用自家発電設備整備等)

43億円

- ・ 災害拠点病院や耐震性が特に低い病院等の耐震化整備に対する支援を行う。また、災害時の診療機能を維持するため、災害拠点病院、救命救急センター及び周産期母子医療センターに対して、給水設備や非常用自家発電設備の整備等に必要な経費を補助する。

2.8億円

(広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の機能拡充)

- ・ 災害時に被災した医療機関の支援に必要な情報をより迅速に収集・提供するため、医療機関等が利用する広域災害・救急医療情報システム（EMIS）（※）の操作性・機能の改善や情報入力項目の追加等のシステム改修等を行う。

※ 医療機関・医療関係団体・消防機関・保健所・都道府県・市町村等の間の情報ネットワーク化を図り、災害時における医療機関の活動状況など、災害医療に関わる情報を収集・提供するシステム

(有床診療所等におけるスプリンクラー等の設置)

2.0億円

- ・ 有床診療所等に対し、スプリンクラー等の設置に必要な経費の補助を行う。

(在宅人工呼吸器使用者のための非常用簡易自家発電設備整備等)

3.5億円

- ・ 自力での移動が困難な在宅患者の使用する人工呼吸器が長期停電時に稼働できるよう、当該患者の診療を行う医療機関に対して、患者に貸与できる簡易自家発電設備の整備等に必要な経費を補助する。

3.6億円

(災害拠点病院の機能強化)

- ・ 灾害拠点病院の機能強化のため、重篤な患者の被災地外への搬出等に対応できる緊急車両等の整備に必要な経費を補助する。

(介護離職ゼロの実現)（再掲）

819億円（512億円）

(自立支援・重度化防止に向けた取組の強化)

210億円（207億円）

- 高齢者の自立支援・重度化防止等に関する市町村や都道府県の取組を推進するとともに、科学的に自立支援等の効果が裏付けられた介護を実現するため、必要なデータを収集・分析するデータベースを構築する。

119億円（97億円）

(認知症になってからも安心して暮らし続けられる地域づくり)

- 認知症の人やその家族に対する早期からの心理面・生活面の支援のため、認知症本人の効果把握を含めたビア活動の促進や、認知症の人の支援ニーズに認知症サポーターをつなげる仕組み（チームオレンジ（仮称））の構築のほか、若年性認知症への支援、認知症理解の普及啓発、成年後見制度の利用促進のための体制整備等、本人に寄り添った取組を推進する。また、認知症疾患医療センターについて、日常生活支援の相談機能の強化、整備促進を図る。

消費税率引上げに伴う介護報酬改定（2019年10月実施）

改定率 +0.39%

地域包括ケアシステムの構築等

消費税率引上げとあわせ行う社会保障の充実

- 介護保険料の低所得高齢者への軽減強化
- 地域医療介護総合確保基金（介護分）（再掲）
- 地域支援事業（在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等）

450億円（123億円）
549億円（483億円）
267億円（217億円）

健康寿命延伸、受動喫煙対策、がん・肝炎・難病対策の推進

（健康寿命の延伸に向けた予防・健康づくり）

- 高齢者の通いの場を中心とした介護予防・フレイル対策と生活習慣病の疾病予防・重症化予防の市町村における一的な実施の先行的な取組の支援等を行うとともに、生活習慣病の重症化予防、健診受診促進、重複多剤投薬対策等の先進的なデータヘルス事例の全国展開を図る。
- 歯科口腔保健のうち特に一次予防を強化するモデル事業を実施する。また、食事摂取基準（2020年版）を活用したフレイル予防について普及啓発や医療・介護関係者向けの研修を実施する。

31億円（30億円）

（受動喫煙対策の強化）

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック等までに受動喫煙対策に関する新制度を定着・徹底するため、周知啓発を行うほか、飲食店等における喫煙専用室等の整備への助成、受動喫煙対策に係る個別相談等の支援を実施する。

43億円（42億円）

（がんゲノム医療等の推進）

- 質の高いゲノム医療を提供するため、がんゲノム情報管理センターを充実するほか、がんゲノム医療中核拠点病院の機能強化、がんゲノム医療拠点病院の新設により、がんゲノム医療提供体制を整備する。
- がん診療連携拠点病院等における各個人の状況に応じた「治療と仕事両立プラン」の策定や地域における相談等に対応するため支援体制を拡充する。（再掲）

56億円（45億円）

（肝炎対策の推進）

- 肝炎患者等の重症化予防の推進について、新たに、職域のウイルス検査を受けた者に対する初回精密検査について助成を行う。
- 肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、肝がん・重度肝硬変治療にかかるガイドラインの作成等、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施する。

35億円（31億円）

（難病対策の推進）

- マイナンバーを利用することにより、難病医療費や小児慢性特定疾病医療費の申請に係る添付書類の省略を進め、申請手続の負担軽減を図る等、難病対策の充実を図る。

12億円（6.2億円）

風しん・新型インフルエンザ等の感染症対策

（感染症対策の推進）

- 風しん、新型インフルエンザ、エイズ等の感染症対策を強化・推進する。

17億円

（風しん抗体検査の対象者拡大）

- ・ 風しんのまん延防止のため、抗体保有率が低い39歳から56歳男性（平成30年度時点）を対象とした風しん抗体検査の補助を行う。 ※平成30年度予算の活用分を含め計30億円

23億円

（新型インフルエンザの発生に備えたプレパンデミックワクチンの備蓄）

- ・ 新型インフルエンザの発生に備えた危機管理上の重要性の高いプレパンデミックワクチンの備蓄を行う。

270億円（197億円）

安定的で持続可能な医療保険制度の運営確保

（被用者保険への財政支援）

- 拠出金負担の重い被用者保険者に対して、負担を軽減するための財政支援等を行う。また、財政が悪化した健康保険組合について、新たな相談・助言体制を構築するとともに、財政健全化に向けた取り組みを支援する。

839億円（837億円）

Society5.0の実現に向けた科学技術・イノベーションの推進

（データヘルス改革の推進）

- 「保健医療データプラットフォーム」構築に向けて、NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）や介護保険総合データベース等の各種データベースで保有する健康・医療・介護情報を連絡して分析可能な環境の整備等を行うとともに、全国的な保健医療情報ネットワークの整備に向けた実証等を行う。また、2020年度からの本格運用を目指し、医療保険のオンライン資格確認等のシステムの開発を行う。

722億円（172億円）

（消費税率引上げとあわせ行う社会保障の充実）

- 医療ICT化促進基金（仮称）の創設（再掲）

300億円

（医療系ベンチャーの振興）

- アカデミアや大手企業から医療系ベンチャーへの人材交流の促進、医療系ベンチャーと製薬企業等とのマッチングイベントの開催、医療系ベンチャー振興推進会議における支援施策の検証等により、医療系ベンチャーの一層の振興を図る。

7.9億円（7.3億円）

（保健医療分野等の研究開発の推進）

- 日本医療研究開発機構（AMED）において、革新的医薬品、がん・難病・感染症・認知症等に関する研究開発支援を行い、革新的な医療技術を実用化するための研究開発等を推進するほか、科学的知見に基づく厚生労働省の施策の推進に必要な研究を促進する。
- リアルワールドデータを用いた臨床研究・治験を推進するため、臨床研究中核病院における診療情報の標準化・連結を進め、疾患登録システムを活用した「クリニック・イノベーション・ネットワーク」（CIN）構想を推進する。
- 重点6領域（ゲノム医療、画像診断支援、診断・治療支援、医薬品開発、介護・認知症・手術支援）を中心に、AI開発を効率的・効果的に推進する。

582億円（570億円）

（医薬品・医療機器等の開発促進）

- バイオ医薬品の製造・開発等に関する研修を行うほか、医療現場のニーズに基づいて医療機器を開発できる人材を育成する拠点医療機関の支援を行う。また、再生医療の臨床研究を推進するため、臨床研究計画への技術的支援のほか、国内外の研究者の人材交流、データベースの国際的な利活用等への支援を行う。

7.0億円（4.3億円）

医療の国際展開・国際保健への貢献

（医療機関における外国人患者の受け入れ体制の整備）

- 地方自治体における医療機関等からの相談にワンストップで対応するための体制整備支援や、医療機関における多言語コミュニケーション対応支援などの取組を通じ、外国人患者が安心して医療を受けられる環境の整備を進める。

17億円（1.4億円）

（国際機関等を通じた国際貢献の推進）

- 世界保健機関（WHO）など国際機関等への拠出を通じ、顧みられない熱帯病（NTD）対策を含む感染症対策・医薬品開発の対応強化、日本の知見を活用した高齢化・認知症対策、ユーバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向けた保健システムの強化等を行う。

63億円（53億円）

（公衆衛生危機・感染症対策に係るWHO、GHIT基金等への拠出）

- ・ エボラ出血熱等の国際的な公衆衛生危機に応じるため、世界保健機関（WHO）等への拠出を通じて必要な物資及び人員確保の体制強化等を支援するとともに、開発途上国を中心に蔓延する疾病的治療薬の研究開発を促進するため、官民連携の公益社団法人グローバルヘルス技術振興基金（GHIT）への拠出を行う。

48億円

医薬品・食品等の安全の確保

(医薬品等に関する安全・信頼性の確保)

- 革新的医薬品等について、「先駆け審査指定制度」により早期実用化を促進するため、医薬品医療機器総合機構（PMDA）の審査チーム等を拡充し、審査体制を強化する。
- 平成30年度から本格的な運用を開始した医療情報データベース（MID-NET）について、他の医療情報データベースとの連携、データ規模の拡充に伴うデータの標準化等を進め、医薬品の安全対策の更なる高度化を図る。
- 医薬品等製造所に対する製造・品質管理基準（GMP）適合性調査について、革新的な製造技術に対応するため、調査手法に関する海外の情報を入手し、新たな調査ガイドラインを策定するとともに、都道府県の調査担当者の質の向上を図るために、実地研修の充実、PMDA職員等による助言等を実施する。
- 地方厚生局麻薬取締部の体制強化を図るとともに、薬物乱用者の再乱用防止のため、関係機関と連携して社会復帰支援等を行う。

15億円（11億円）

(食品の安全・安心の確保)

- 食品等事業者による営業許可等の申請手続の効率化、食品リコール情報の一元管理等の観点から、電子申請等の共通基盤のシステムを整備することにより、飲食に起因する事故の発生を防止するとともに、食品等事業者の行政手続コスト等の軽減を図る。また、食品等事業者に対し、HACCP導入に関する業種別手引書等の周知及び相談支援等を行う。

3.9億円（57百万円）

強靭・安全・持続可能な水道の構築

(水道事業の基盤強化)

- 国民生活を支えるライフラインである水道施設の強靱化、水道事業の広域化・IoT活用等を推進する。

650億円（375億円）※他府省分を含む

(水道施設の整備等)

- ・ 給水拠点確保のための施設整備、非常用自家発電設備の整備、土砂災害・浸水災害の対策工事等に必要な経費を補助する。

270億円※他府省分を含む

3. 全ての人が安心して暮らせる社会に向けた福祉等の推進

子どもを産み育てやすい環境づくり

(希望出生率1.8の実現) (再掲)

1,216億円（1,101億円）

(児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進)

- 児童相談所や市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するとともに、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）に基づき、体制強化を図る。また、一時保護児童の受け入れ体制の充実を図る。
- 要保護児童等への迅速かつ適切な支援・保護を行うため、関係機関間において、要保護児童等に関する情報を共有するシステムの構築を推進する。
- 家庭養育優先原則の実現に向けて、特別養子縁組を推進するとともに、里親のリクルート・研修・支援等を一貫して担う包括的な里親養育支援体制を構築する。
- 児童養護施設及び乳児院における小規模かつ地域分散化の推進を図るとともに、施設の職員配置基準の強化を含む高機能化及び家庭養育支援への機能転換などを推進し、社会的養育体制の充実を図る。

1,698億円（1,548億円）

(児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の貸付原資等の確保)

20億円

(児童相談所における全国共通ダイヤル「189」の無料化)

7.9億円

児童虐待を発見した者、子育てに悩みを抱える者が児童相談所に適切に通告・相談できるよう、全国共通ダイヤル「189」の無料化を実施する。

(社会福祉施設等の耐震化整備、非常用自家発電設備整備等) (再掲)

172億円

消費税率引き上げとあわせ行う社会保障の充実

○社会的養育の充実

237億円（208億円）

(母子保健医療対策の推進)

231億円（215億円）

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のため、子育て世代包括支援センターの全国展開に向けた設置促進を図る。
- 不妊治療への助成、産婦健康診査、産後ケア事業等を推進するとともに、乳幼児健康診査等の母子保健情報の利活用を推進するための市町村システムの改修を支援する。

2,267億円（1,867億円）

(ひとり親家庭等の自立支援の推進)

- 「すくすくサポート・プロジェクト」を着実に推進するとともに、ひとり親家庭等に対する同行支援や継続的な見守り支援等地域の民間団体を活用した相談支援の強化、親の資格取得支援の充実、児童扶養手当の支給など、ひとり親家庭等への支援を行つ。
- 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金（仮称）を給付する。

※ 児童扶養手当の支払回数について、現行の年3回を見直し、年6回の隔月支給を2019年11月支払い分から実施する。

29億円

(ひとり親家庭等職業訓練促進資金貸付事業の貸付原資等の確保)

・ ひとり親家庭等に対する自立支援の充実を図るため、養成機関に修学し、資格の習得を目指すひとり親家庭の親への入学・就職準備金等の貸付原資等を補助する。

地域共生社会の実現に向けた地域づくり

(包括的な相談支援、地域の支え合いの再生)

29億円（26億円）

- 改正社会福祉法に基づき、複合化・複雑化した課題を受け止める包括的な相談支援体制の整備を推進するため、活動拠点の整備等、市町村の創意工夫ある取組への支援を拡充する。
- 労働者が仕事と地域活動を両立しやすい環境整備を図るため、地域活動推進検討会（仮称）を設け、企業が参考とするマニュアルを作成するほか、地域活動の促進普及事業等を実施する。

（生活困窮者の自立支援の推進）

522億円（520億円）

- 改正生活困窮者自立支援法に基づき、子どもや保護者に生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行う取組を推進するとともに、生活困窮者に対する居住支援等を強化する。
- 多様な就労や社会参加の機会を得られるよう、障害者就業・生活支援センター等のノウハウを活かした切れ目のない就労・定着支援の充実を図る。
- 生活困窮者自立支援制度を担う人材の充実を図る観点から、支援員の養成研修や困難事例に関する支援員への助言体制の充実を行うとともに、支援員同士が情報共有できる環境整備を推進する。

（成年後見制度の利用促進のための体制整備）

3.5億円等（3.3億円の内数等）

- 成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、都道府県の支援の下、認知症施策や障害者施策と連携を図りつつ、中核機関の整備や市町村計画の策定、中核機関における先駆的取組を推進する。また、市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立て費用や成年後見人の報酬の助成を実施する。

障害者施策の総合的な推進

（障害福祉サービスの確保等の障害児・者支援の推進）

799億円（571億円）

- 幼児教育・保育の無償化にあわせて、就学前の障害児の発達支援の無償化を行う。
- 障害福祉人材について、介護人材と同様の待遇改善を行う観点から対応を行なう。
- 障害福祉サービス事業所等の整備を促進するとともに、地域生活を支援するための事業の拡充を図る。また、発達障害児・者の診断に係る初診待機の解消を進めため、発達障害のアセスメントを対応する職員と医療機関との連携を図る。医療的ケア児について、市町村における支援に関する協議の場の設置促進等を図るとともに、医療的ケア児の保育園等の受入体制を整備する。
- 障害者の芸術文化活動の促進のため、障害者が芸術文化に触れる・創造することができる環境整備の充実を図る。障害者の読書環境向上のため、障害者が利用しやすい図書の製作・提供の促進や情報アクセシビリティの向上を図る。就労支援事業所で作った商品の販路拡大に関する支援等を強化するとともに、就労支援事業所への農業の専門家の派遣、マルシェの開催等の支援を実施する。
- 精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。

消費税率引上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定（2019年10月実施）

改定率 +0.44%

（社会福祉施設等の耐震化整備、非常用自家発電設備整備等）（再掲）

172億円

自殺総合対策の推進

（自殺総合対策の推進）

31億円（31億円）

- 若者が日常的に利用するSNS等を活用した相談・支援を強化するとともに、居場所を含めた地域の適切な社会資源につなぐための体制を構築する。
- 地域における自殺対策を効果的に推進するため、自殺総合対策推進センターによる地域自殺対策推進センター等への支援を強化する。

依存症対策の推進

（依存症対策の強化）

8.1億円（6.1億円）

- アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の全国レベルの拠点機関において、地域における指導者の養成、依存症の情報センターによる情報発信等を強化する。
- 都道府県等において、依存症の治療・相談支援等を担う人材育成、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関、依存症相談拠点の選定等を行うことにより、依存症医療・相談支援体制を整備する。また、依存症患者や家族等を対象とした相談支援や普及啓発等に全国規模で取り組む民間団体の支援を行う。

安心できる年金制度の確立

（持続可能で安心できる年金制度の運営）

11兆9,807億円（11兆6,198億円）

- 基礎年金の国庫負担2分の1を維持し、長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を将来にわたって持続可能なものとする。

消費税率引上げとあわせ行う社会保障の充実

1,859億円

- 年金生活者支援給付金の支給（2019年10月施行）

戦没者遺骨収集等の推進

（戦没者遺骨収集等の推進）

24億円（24億円）

- 「戦没者遺骨収集の推進に関する法律」に基づき、残された遺骨の収集に向け、南方地域や旧ソ連地域における埋葬地等の調査、硫黄島における滑走路地区的調査等を計画的に実施する。

災害からの復旧・復興の支援

（被災地における心のケア支援、福祉・介護サービス提供体制の確保）

被災者支援総合交付金177億円の内数等（21億円）

※平成31年度予算案から復興庁計上の被災者支援総合交付金に一部統合

- 東日本大震災による被災地における精神保健の支援のため、専門職による相談支援等を実施するとともに、自主避難者等への支援など、専門的な心のケア支援を行う。
- 避難指示解除準備区域等の解除に伴い、福祉・介護サービスの提供体制を整えるため、介護施設等への就労希望者に対する就職準備金や介護施設等の運営に対する支援等を行う。

（大阪北部地震、7月豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震などの被災地の復旧・復興支援等）

315億円

- 被災施設の復旧が迅速に進むよう、被災した水道施設、医療施設、社会福祉施設等の復旧に要する費用を補助する。また、被災者の生活の再建に向けて、被災した住民に医療保険等の一部負担金、保険料等を減免した自治体に対する財政支援を実施する。

平成31年度における 社会保障 税一体改革による 社会保障の充実

平成31年度の消費税増収分の使途について

〈31年度消費税増収分の内訳〉（公費ベース）

《増収額計：10.3兆円》
(注)

○基礎年金国庫負担割合2分の1

（平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む）

3.3兆円

○社会保障の充実

- ・子ども・子育て支援の充実
- ・医療・介護の充実
- ・年金制度の充実
- ・幼児教育・保育の無償化
- ・待機児童の解消
- ・介護人材の処遇改善

2.17兆円

○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.47兆円

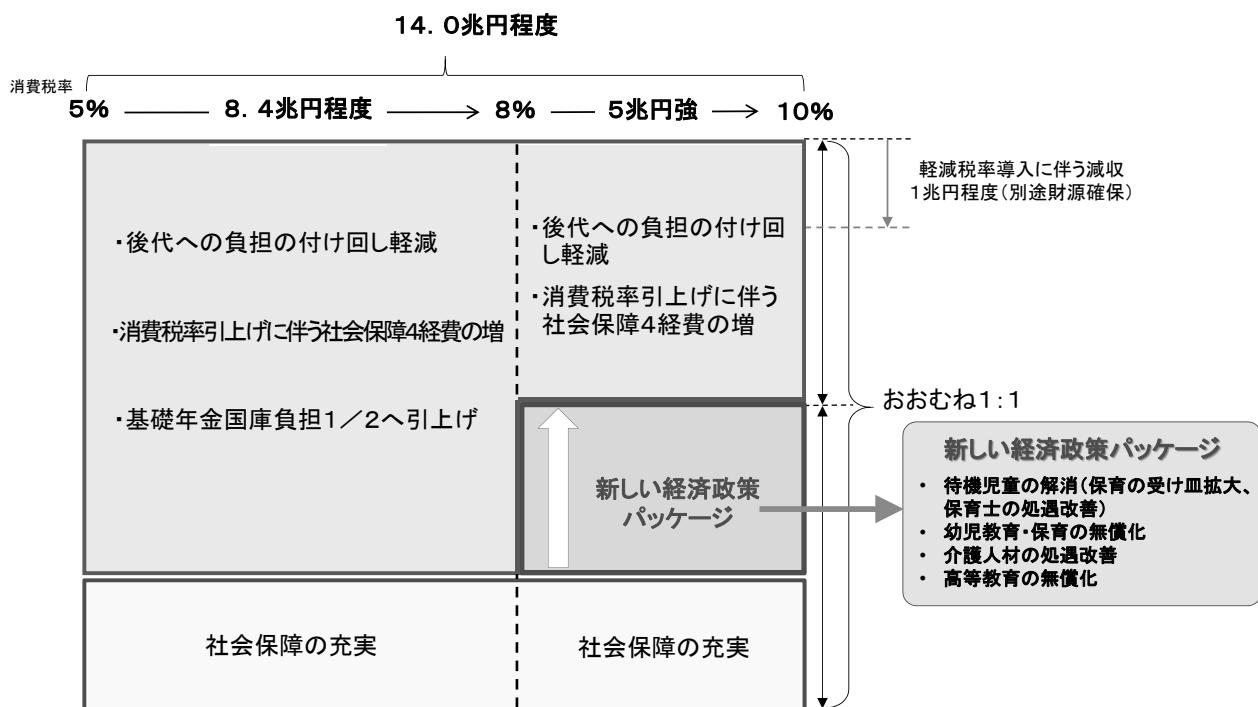
○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

4.4兆円

(注)軽減税率制度による減収分は考慮していない。

消費税率5%引上げによる社会保障の充実・安定化の全体像



平成31年度における「社会保障の充実」(概要)

事項	事業内容	平成31年度 予算案	(単位:億円)		(参考) 平成30年度 予算額
			国分	地方分	
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	(注3) 6,526	(注4) 2,985	3,541	6,526
	社会的養育の充実	474	237	237	416
	育児休業中の経済的支援の強化	17	10	6	17
医療・介護	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・地域医療介護総合確保基金(医療分) ・診療報酬改定における消費税財源等の活用分	1,034 476	689 337	345 139	934 473
	地域包括ケアシステムの構築 ・地域医療介護総合確保基金(介護分) ・平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分 (介護職員の待遇改善等) ・在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	824 1,196 534	549 604 267	275 592 267	724 1,196 434
	医療ICT化促進基金(仮称)の創設	300	300	0	—
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
	国民健康保険への財政支援の拡充 ・低所得者数に応じた自治体への財政支援 ・保険者努力支援制度等	1,664 1,772	832 1,772	832 0	1,664 1,687
医療・介護保険制度の改革	被用者保険の拠出金に対する支援	700	700	0	700
	70歳未満の高額療養費制度の改正	248	217	31	248
	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	900	450	450	246
	難病・小児慢性特定疾病への対応	2,089	1,044	1,044	2,089
年金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	644	618	26	644
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	61	57	4	50
	年金生活者支援給付金の支給	1,859	1,859	0	—
合計		21,930	13,528	8,402	18,659

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税增收分(1.68兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲51兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(2.19兆円)の財源を確保。

(注3) 保育士の待遇改善については、「社会保障の充実」における全職員を対象とした3%の待遇改善を実施(平成27年度)。このほか、「社会保障の充実」とは別に、平成29年度から全職員を対象とした2%の待遇改善を行うとともに技能・経験に応じた月額最大4万円の待遇改善を行うなど、取組を進めている。

(注4) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分については全額内閣府に計上。

(注5) 財政安定化基金の積立分160億円を含む(平成30年度の積増しにより国民健康保険制度の改革の実施に必要な積立総額2,000億円を確保済み)。

子ども・子育て支援の充実

I. 子ども・子育て支援新制度の実施

平成31年度所要額(公費) 6,526億円

- 子ども・子育て支援新制度の推進により、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

子どものための教育・保育給付

- ・施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）☆
- ・地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）☆

地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。

- ・利用者支援事業☆
- ・延長保育事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業☆
- ・病児保育事業☆
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等

（☆は子育て安心プランの取組としても位置づけ）

(参考) 子ども・子育て支援新制度における量及び質の充実

<量的拡充>

市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の計画的な事業量の拡充を図る。

<質の向上>

子ども・子育て支援新制度の基本理念である、質の高い教育・保育、地域の子ども・子育て支援の実現を図る。

II. 社会的養育の充実

平成31年度所要額(公費) 474億円

- 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化や職員配置基準の強化を含む高機能化等の推進など、質の向上を図る。

- 児童養護施設等の受入児童数の拡大（虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもの増加への対応）

平成31年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目

- 「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、
平成31年度予算（案）においても引き続き全て実施。

	量的拡充	質の向上
所要額	4,258億円	2,742億円
主な内容	○認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	○3歳児の職員配置を改善（20：1→15：1） ○私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善（3%） ○保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 ○研修機会の充実 ○小規模保育の体制強化 ○減価償却費、賃借料等への対応など
	○地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等)	○放課後児童クラブの充実 ○病児・病後児保育の充実 ○利用者支援事業の推進など
	○社会的養育の量的拡充	○児童養護施設等の職員配置を改善（5.5：1→4：1等） ○児童養護施設の小規模かつ地域分散化の推進 ○児童養護施設等の職員配置基準の強化を含む高機能化の推進 ○民間児童養護施設等の職員給与の改善（3%）など

量的拡充・質の向上 合計 7,000億円

- 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等

2025年(平成37年)に向けて、住み慣れた地域で必要な医療を受けながら生活できるよう、医療提供体制の改革を行う。

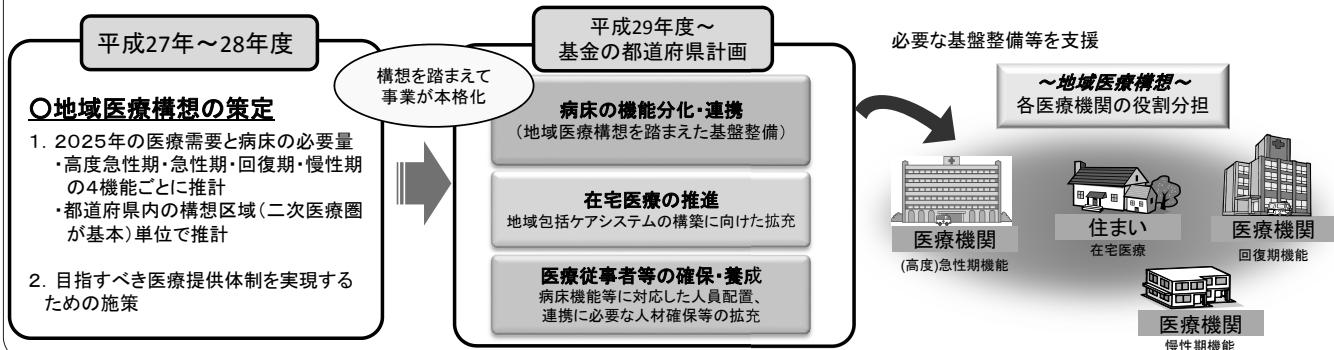
I 診療報酬改定

- 2025年に向けて、質の高い在宅医療の推進など地域包括ケアシステムの構築と医療機能の分化・強化、連携に重点的に取り組む。
- 平成26年度診療報酬改定：消費税財源を活用した診療報酬本体の上乗せ(平成31年度所要額：公費409億円)
- 平成28年度診療報酬改定：医療保険制度改革に伴う、国民健康保険組合の国庫補助の見直しによる財政効果を活用し、診療報酬本体に上乗せ(平成31年度所要額：公費34億円)。
- 平成30年度診療報酬改定：医療保険制度改革に伴う、国民健康保険組合の国庫補助の見直しによる財政効果を活用し、診療報酬本体に上乗せ(平成31年度所要額：公費34億円)

II 地域医療介護総合確保基金(医療分)

- 都道府県が策定した地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化・連携に必要な基盤整備や、在宅医療の推進、医療従事者等の確保・養成に必要な事業を支援するため、地域医療介護総合確保基金(医療分)の財源を確保する。

(平成31年度所要額：公費1,034億円)(※基金の負担割合 国2/3 都道府県1/3) ※介護分については次頁に別途記載



地域包括ケアシステムの構築

※金額は31年度所要額(公費)

団塊の世代が75歳以上となり医療・介護等の需要の急増が予想される2025(平成37)年を目指すに、医療や介護が必要な状態になつても、できるだけ住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取組を進める。

I 介護サービスの充実と人材確保

(1) 地域医療介護総合確保基金(介護分) 824億円

- 医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用し、介護施設等の整備を進めるほか、介護人材の確保に向けた必要な事業を支援する。

① 介護施設等の整備に関する事業

地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型サービス施設の整備に必要な経費や、介護施設(広域型を含む)の開設準備等に必要な経費、特養多床室のプライバシー保護のための改修など介護サービスの改善を図るために改修等に必要な経費の助成を行う。(701億円)

② 介護従事者の確保に関する事業

多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・待遇の改善の観点から、介護従事者の確保対策を推進する。(124億円)

※基金の負担割合
国2/3 都道府県1/3

(2) 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分 (介護職員の待遇改善等)

1,196億円

- 平成27年度介護報酬改定による介護職員の待遇改善等を引き続き行う。

- ・1人あたり月額1万2千円相当の待遇改善
(893億円<改定率換算で+1.65%>)
- ・中重度の要介護者や認知症高齢者等の介護サービスの充実
(303億円<改定率換算で+0.56%>)

II 市町村による在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実 534億円

- 全市町村が地域支援事業として以下の事業に取り組めるよう、必要な財源を確保し、市町村の取組を支援する。

在宅医療・介護連携

地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進

認知症施策

初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や、地域支援推進員による相談対応、社会参加活動の体制整備、認知症カフェの設置や認知症の本人が集う取組を推進

地域ケア会議

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進

生活支援の充実・強化

生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等により、地域における生活支援の扱い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進

※1 上記の地域支援事業の負担割合は、国38.5%、都道府県19.25%、市町村19.25%、1号保険料23%(公費割合は77%)。

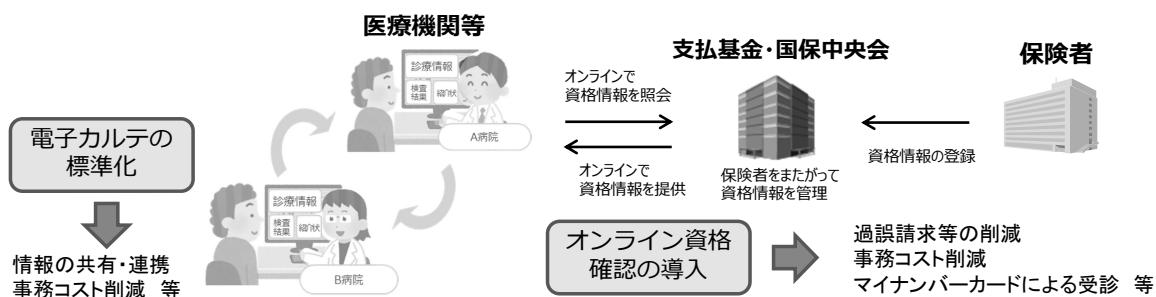
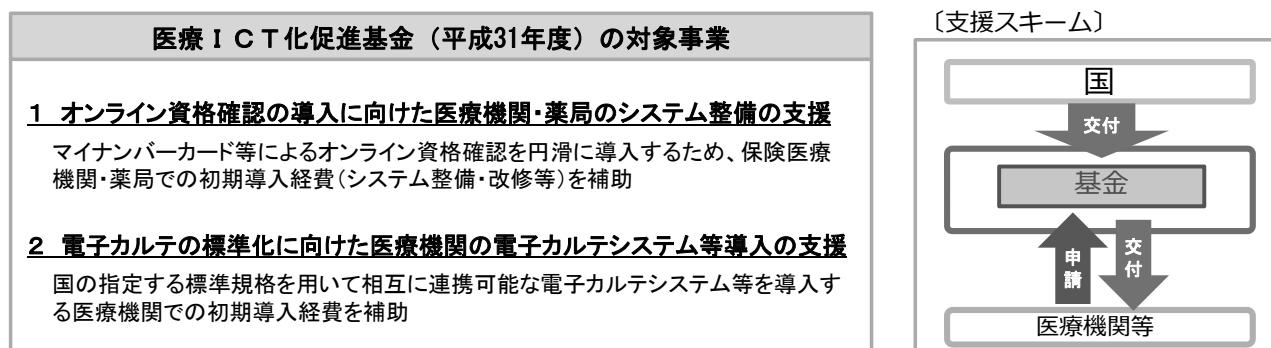
※2 併せて、介護予防・日常生活支援総合事業を推進する。

[新規] 医療ICT化促進基金(仮称)

平成31年度所要額(公費)
300億円

- 技術革新が進む中で、医療分野においてもICTを積極的に活用し、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築していくことが急務である。このため、平成31年度において、医療ICT化促進基金を創設し、医療分野におけるICT化を支援する。

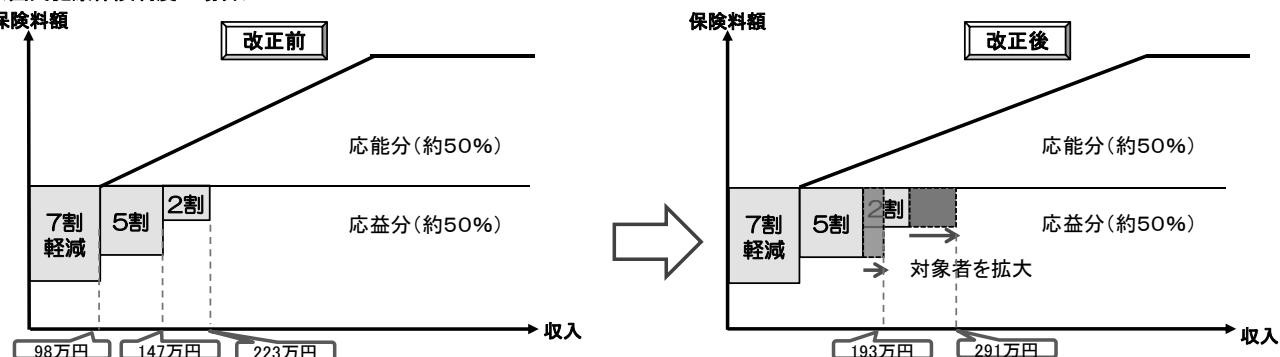
※関連する法案を次期通常国会に提出予定



国民健康保険・後期高齢者医療の低所得者の保険料軽減措置の拡充

- 平成26年度に国民健康保険・後期高齢者医療の保険料の軽減判定所得の基準を見直し、保険料の軽減対象を拡大。
【平成31年度所要額(公費) 612億円】

<国民健康保険制度の場合>



<具体的な内容>

- ① 2割軽減の拡大 ... 軽減対象となる所得基準額を引き上げる。
 - (25年度) 基準額 33万円+35万円 × 被保険者数 (給与収入 約223万円、3人世帯)
 - (26年度) 基準額 33万円+45万円 × 被保険者数 (給与収入 約266万円、3人世帯)【軽減対象の拡大】
 - (27年度) 基準額 33万円+47万円 × 被保険者数 (給与収入 約274万円、3人世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】
 - (28年度) 基準額 33万円+48万円 × 被保険者数 (給与収入 約278万円、3人世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】
 - (29年度) 基準額 33万円+49万円 × 被保険者数 (給与収入 約283万円、3人世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】
 - (30年度) 基準額 33万円+50万円 × 被保険者数 (給与収入 約287万円、3人世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】
 - (31年度) 基準額 33万円+51万円 × 被保険者数 (給与収入 約291万円、3人世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】
- ② 5割軽減の拡大 ... 現在、二人世帯以上が対象であるが、単身世帯についても対象とともに、軽減対象となる所得基準額を引き上げる。
 - (25年度) 基準額 33万円+24.5万円 × (被保険者数-一世帯主) (給与収入 約147万円、3人世帯)
 - (26年度) 基準額 33万円+24.5万円 × 被保険者数 (給与収入 約178万円、3人世帯)【軽減対象の拡大】
 - (27年度) 基準額 33万円+26万円 × 被保険者数 (給与収入 約184万円、3人世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】
 - (28年度) 基準額 33万円+26.5万円 × 被保険者数 (給与収入 約186万円、3人世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】
 - (29年度) 基準額 33万円+27万円 × 被保険者数 (給与収入 約188万円、3人世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】
 - (30年度) 基準額 33万円+27.5万円 × 被保険者数 (給与収入 約190万円、3人世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】
 - (31年度) 基準額 33万円+28万円 × 被保険者数 (給与収入 約193万円、3人世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】

* 給与収入、三人世帯の場合

<後期高齢者医療制度の場合>

後期高齢者医療制度においても同様の見直しを行う

国民健康保険への財政支援の拡充

- 平成27年度に保険料の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援を拡充。

《拡充の内容》

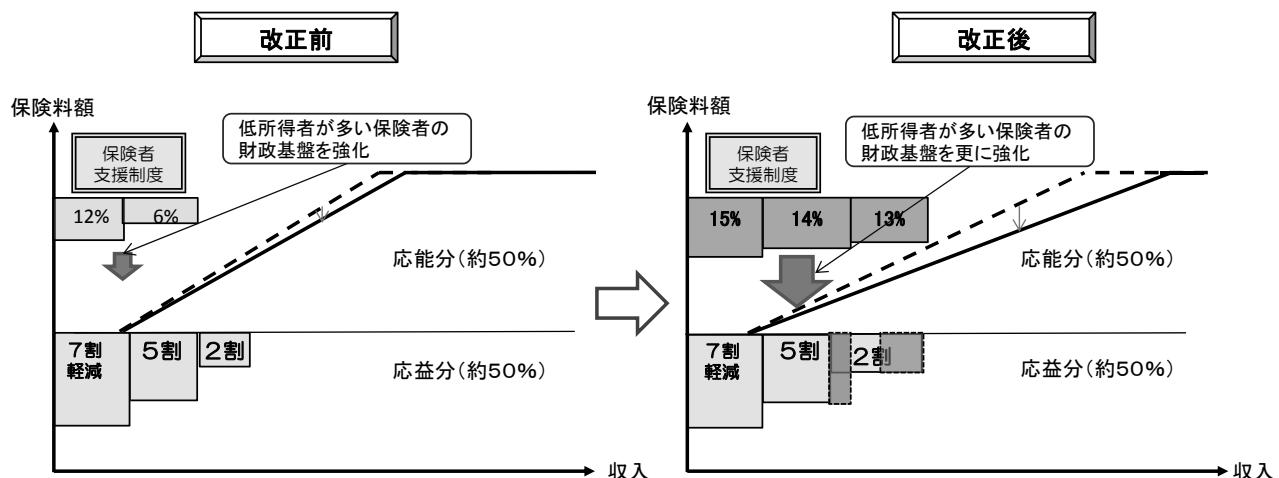
- ① 財政支援の対象となつていなかった2割軽減対象者についても、財政支援の対象とともに、軽減対象の拡大に応じ、財政支援の対象を拡大。
- ② 7割軽減・5割軽減の対象者数に応じた財政支援の補助率を引き上げ。
- ③ 財政支援額の算定基準を平均保険料収納額の一定割合から、平均保険料算定額の一定割合に変更。

※ 収納額 = 算定額 - 法定軽減額 - 未納額

【改正前】軽減対象者1人当たりの支援額 = 平均保険料収納額の12%（7割軽減）、6%（5割軽減）

【改正後】軽減対象者1人当たりの支援額 = 平均保険料算定額の15%（7割軽減）、14%（5割軽減）、13%（2割軽減）

※ 平成31年度所要額（公費）1,664億円（国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4）



国保改革による財政支援の拡充について

- 国保の財政運営を都道府県単位化する国保改革とあわせ、毎年約3,400億円の財政支援の拡充を行う。

<平成27年度から実施> (約1,700億円)

- **低所得者対策の強化**
(低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充)

1,700億円

<平成30年度から実施> (約1,700億円)

- **財政調整機能の強化**
(精神疾患や子どもの被保険者数など自治体の責めによらない要因への対応)

800億円

- **保険者努力支援制度**
(医療費の適正化に向けた取組等に対する支援)

840億円
(平成31年度は910億円)

- **財政リスクの分散・軽減方策**
(高額医療費への対応)

60億円

※ 保険料軽減制度を拡充するため、平成26年度より別途500億円の公費を投入

※ 平成27～30年度予算において、2,000億円規模の財政安定化基金を積み立て

[参考]

(単位：億円)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
低所得者対策の強化	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
財政調整機能の強化・ 保険者努力支援制度等	—	—	—	1,700	1,770
財政安定化基金の造成 <積立総額>	200 <200>	400 <600>	1,100 <1,700>	300 <2,000>	— <2,000>

被用者保険者への支援

平成31年度所要額：700億円
(平成30年度予算額：700億円)

- 被用者保険の負担が増加する中で、拠出金負担の重い被用者保険者への支援を実施

・制度化分として平成29年度から100億円。

・平成27年度は新規分として約110億円。全面総報酬割が実施された平成29年度から600億円。

- 具体的には、

- ①平成29年度から拠出金負担が重い保険者への負担軽減対策の対象を拡大し、拡大分に該当する保険者の負担を保険者相互の拠出と国費の折半により軽減する(枠組みを法律に規定し、制度化を行う。)とともに、
- ②平成27年度から高齢者医療運営円滑化等補助金を段階的に拡充し、前期高齢者納付金の負担軽減を図る

①拠出金負担の軽減(制度化)

100億円
(平成31年度所要額)

- 現在、保険者の支え合いで、拠出金負担(後期高齢者支援金、前期高齢者納付金)の特に重い保険者(上位6%)の負担軽減を実施。
- この対象を拡大し※1、拡大分に該当する保険者の負担軽減の費用は、保険者の支え合い※2と国費で折半する。

※1 拡大分は、国費を投入することから、財政力(総報酬)が平均以下の保険者に限定。平成30年度の対象は、財政力(総報酬)が平均以下の上位8.03%。

※2 保険者の支え合い部分に各保険者の医療費水準を反映。

②前期高齢者納付金負担の軽減

600億円
(平成31年度所要額)

- 高齢者医療運営円滑化等補助金を段階的に拡充。
- 前期納付金負担の負担増の緩和のため、前期高齢者納付金負担の伸び(負担が重い保険者に高い助成率を適用)に着目した負担軽減を実施。

・これに加え、既存の高齢者医療運営円滑化等補助金(既存分)が平成31年度所要額は120億円。

70歳未満の高額療養費制度の改正(平成27年1月施行)

改正の趣旨

高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療費の自己負担に一定の歯止めを設ける仕組み。低所得者に配慮しつつ、負担能力に応じた負担とする観点から、70歳未満の所得区分を細分化し、自己負担限度額をきめ細かく設定した(70~74歳患者負担特例措置の見直しに併せて行ったもの)。

改正の内容

(改正前: ~平成26年12月)

70歳未満	月単位の上限額	
上位所得者 (年収約770万円以上)	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% <4月目～ : 83,400円>	
健保: 標報53万円以上 国保: 旧ただし書き所得600万円超		
一般所得者 (上位所得者・低所得者以外) 3人世帯(給与所得者/夫婦子1人の場合: 年収約210万～約770万円)	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <4月目～ : 44,400円>	
低所得者(住民税非課税)	35,400円 <4月目～ : 24,600円>	

(改正後: 平成27年1月～)

	月単位の上限額
年収約1,160万円以上 健保: 標報83万円以上 国保: 旧ただし書き所得901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <4月目～ : 140,100円>
年収約770～約1,160万円 健保: 標報53万～79万円 国保: 旧ただし書き所得600万～901万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <4月目～ : 93,000円> 約1,330万人
年収約370～約770万円 健保: 標報28万～50万円 国保: 旧ただし書き所得210万～600万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <4月目～ : 44,400円>
年収約370万円以下 健保: 標報26万円以下 国保: 旧ただし書き所得210万円以下	57,600円 <4月目～ : 44,400円> 約4,060万人
低所得者(住民税非課税)	35,400円 <4月目～ : 24,600円>

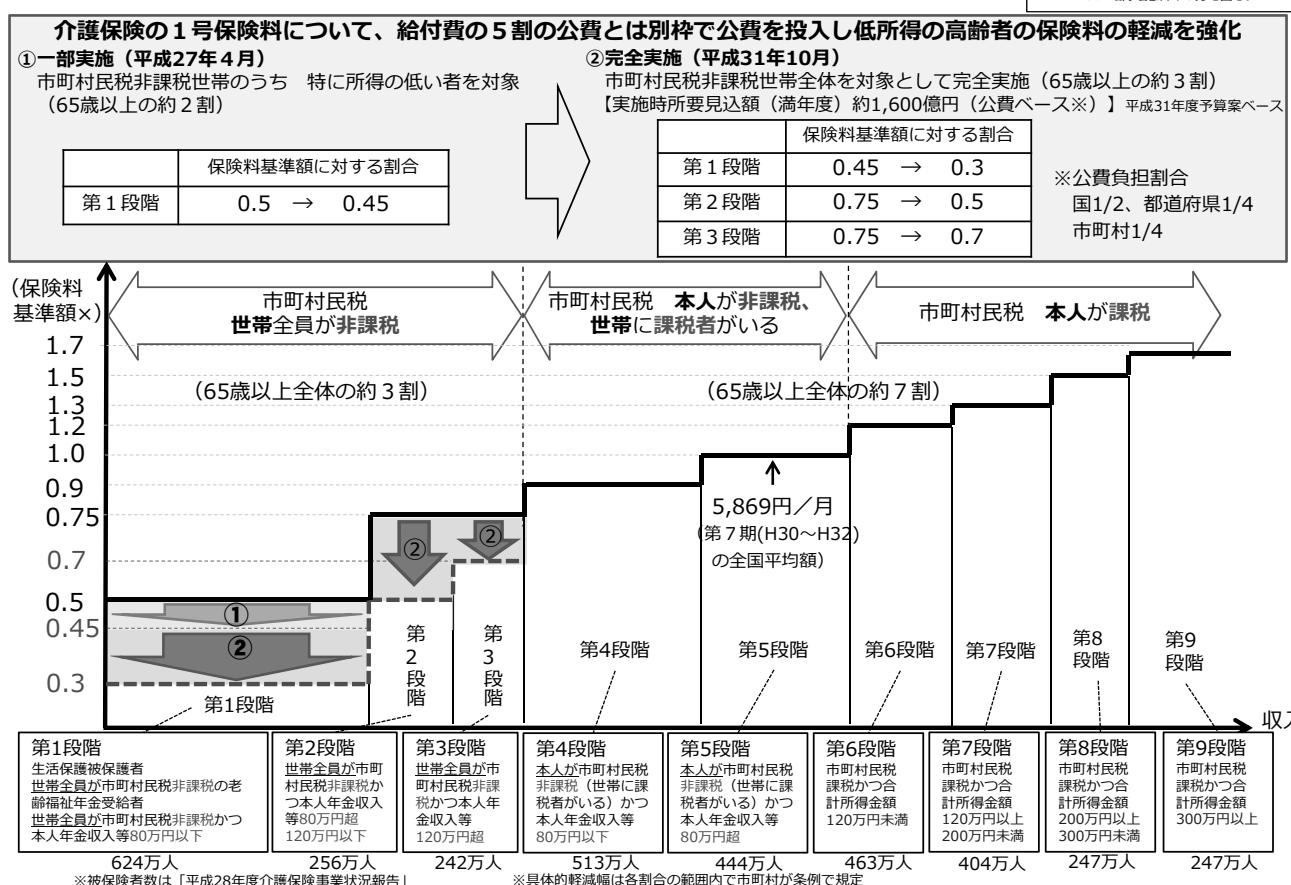
※ <4月目～>は多数回該当の額。

※ 70歳以上の自己負担限度額については、据え置きとした。

施行日と予算額

平成27年1月から実施。平成31年度所要額(公費) 248億円

介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化



難病・小児慢性特定疾病対策に係る公平かつ安定的な制度の運用

医療費助成制度のポイント

<医療費助成の法定給付化>

- 平成27年1月から新制度を開始し、財源について義務的経費化

<医療費助成の対象疾病的拡大>

- 難病(大人) ……従前: 56疾病 → 306疾病※1

※1 平成27年1月から110疾病を対象に実施。平成27年7月から196疾病を追加して306疾病を対象に実施。

- 小児慢性特定疾病(子ども) ……従前: 514疾病(⇒ 597疾病) → 704疾病

※2 従前の対象疾病を細分化等したことに伴い疾病数を597疾病に再整理(対象者は同じ)し、新規で107疾病を追加した。

<自己負担割合>

- 自己負担割合について、3割から2割に引き下げ。

<自己負担限度額等>

- 負担上限は障害者医療(更生医療)をベースにし、負担能力に応じた上限額を設定。
(原則は2,500～30,000円／月)
- 高額な医療が長期的に継続する患者への配慮(障害者医療(重度かつ継続)と同じ上限設定(最大20,000円／月))
- 高額な医療を要する軽症者への配慮(軽症の難病患者は原則助成対象としないが、高額な医療を要する者は対象)
- 子どもへの配慮(子どもは、大人の2分の1(負担上限、入院時の食費負担))



医療費助成制度に必要な平成31年度所要額(公費)は、2,089億円

※ 医療費助成のほか、治療研究、福祉サービス、就労等の自立支援を総合的に実施していく。

年金受給資格期間の短縮(25年→10年)

- 年金受給資格期間の25年から10年への短縮について、平成29年8月から実施しており、必要な経費を引き続き措置する。

概要

- 老齢基礎年金等の受給資格期間を25年から10年へ短縮。
- 平成29年8月1日施行
- 対象者数（見込み）
約40万人（期間短縮により初めて老齢基礎年金の受給権を得る者）
- 所要額
平成31年度（公費） 644億円

遺族基礎年金の父子家庭への拡大

- 全国民共通の給付であり子どもがいる場合に支給される遺族基礎年金について、これまで支給対象が子のある妻又は子に限定されていたため、父子家庭も支給対象に加えることとする。

概要

- 遺族基礎年金の支給対象について、「子のある妻又は子」に加えて「子のある夫」も対象とする。

従前の支給対象

- 子のある妻
又は
- 子

拡大後の支給対象

- 子のある妻又は夫
又は
- 子



※子に対する遺族基礎年金は、生計を同じくする父母が存在する間は支給停止となる。

- 平成26年4月1日から施行。
- 施行日以後に死亡したことにより支給する遺族基礎年金から適用。
- 所要額

平成31年度（公費） 61億円

※ 受給権者の増加により所要額が増加していくが、その際、子の18歳到達等による失権者の増加により、所要額の増加幅は徐々に緩やかになり、約100億円で所要額は増加しなくなると推計。

年金生活者支援給付金の概要

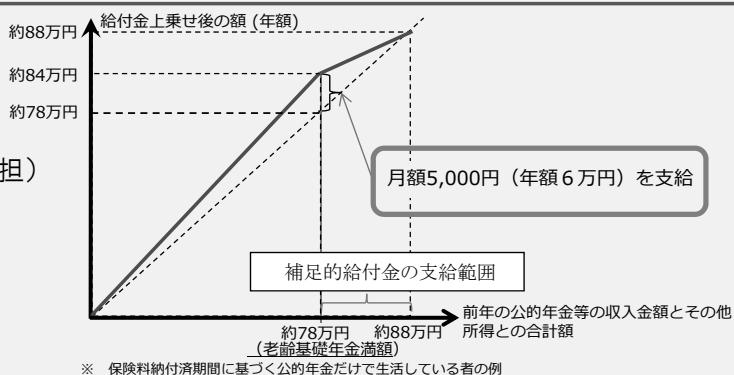
1. 概要

- 所得の額が一定の基準（※1）を下回る65歳以上の老齢基礎年金の受給者に、老齢年金生活者支援給付金を支給する。→ 対象者：約610万人
＜支給額＞①と②の合計額
 - ①基準額（月額5千円）に納付済期間（月数）/480を乗じて得た額
 - ②老齢基礎年金満額の1/6（約10,800円）（※2）に免除期間（月数）/480を乗じて得た額

（※1）同一世帯の全員が市町村民税非課税で、前年の公的年金等の収入金額+その他所得の合計額が老齢基礎年金満額（約78万円）以下であること
（※2）保険料1/4免除期間は、老齢基礎年金満額の1/12（約5,400円）
- 上記の所得基準を上回る一定範囲の者（※3）に、補足的老齢年金生活者支援給付金を支給する。
→ 対象者：約160万人
（※3）前年の公的年金等の収入金額+その他所得の合計額が約88万円までであること
- 所得の額が一定の基準（※4）を下回る障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を支給する。→ 対象者：約200万人
＜支給額＞月額5千円（1級の障害基礎年金受給者は、月額6.25千円）
（※4）前年の所得が、462万1,000円以下であること（扶養親族等が0人の場合）

2. 施行日等

- ・ 施行日…平成31年10月1日
(消費税率の10%への引上げの日)
- ・ 所要額…平成31年度 1,859億円（全額国庫負担）
- ・ その他…各給付金は非課税



平成31年度における
新しい経済政策パッケージ

平成31年度における「新しい経済政策パッケージ」(概要)

新しい経済政策パッケージについて（平成29年12月8日閣議決定）（抜粋）

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の収税となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政重建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の待遇改善、高等教育の無償化、介護人材の待遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

(単位:億円)

事項	事業内容	平成31年度 予算案		
			国分	地方分
待機児童の解消	・「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。 ^(注2) ・保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた待遇改善に更に取り組む (2019年4月から更に1%（月3000円相当）の賃金引上げ)。	536	265	271
幼児教育・保育の無償化	・3歳から5歳までの全ての子供たち及び0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を2019年10月から無償化。 ^(注3)	3,882	1,532	^(注4) 2,349
介護人材の待遇改善	・リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる待遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の待遇改善も新たに認める (2019年10月実施)。 ^(注5)	421	213	207
合計		4,839	2,011	2,828

※この他、消費税率引上げに関する、2019年度において、後期高齢者医療制度の保険料(均等割)の軽減特例の見直し及び幼児教育・保育無償化に係る自治体の事務費・システム改修費の補助を実施する。

(注1)金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2)「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子供たち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの企業主導型保育事業の利用者負担を助成する事業を含む。)と保育所等の運営費(0歳から2歳までの子供に相当する部分)には、別途、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を充てる。

(注3)就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を行う。

(注4)幼児教育・保育の無償化に係る31年度の地方負担分は全額特例交付金により補填。

(注5)障害福祉人材について、介護人材と同様の待遇改善を行う観点から対応を行う。

(注6)「待機児童の解消」及び「幼児教育・保育の無償化」の国分、幼児教育・保育無償化に係る自治体の事務費・システム改修費については全額内閣府に計上。

新しい経済政策パッケージ【待機児童の解消について】

【待機児童を解消するための受け皿整備の予算の確保】

>待機児童を解消

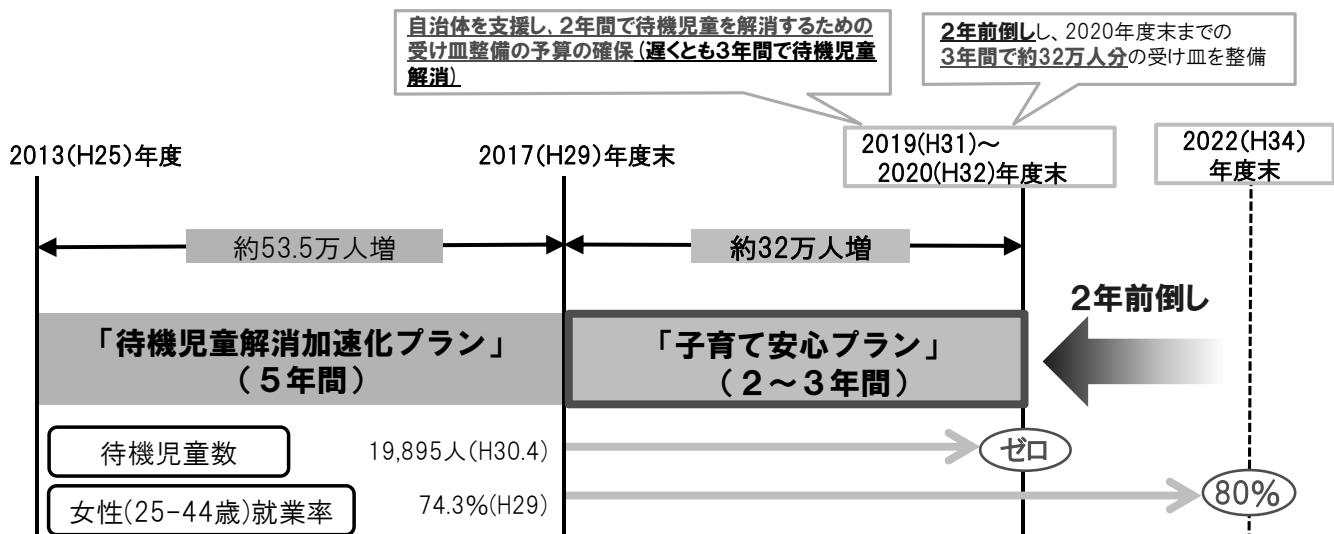
東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を2018（平成30）年度から2019（平成31）年度末までの2年間で確保。（遅くとも2020（平成32）年度末までの3年間で全国の待機児童を解消）

>待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消

「M字カーブ」を解消するため、2020（平成32）年度末までの3年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿整備（当初5年間の計画を3年間に2年前倒し）。（参考）スウェーデンの女性就業率：82.5%（2016）

【保育士の待遇改善】

保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた待遇改善に更に取り組む（2019年4月から更に1%（月3000円相当）の賃金引上げ）。



幼児教育・保育の無償化について

- 子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育・保育の無償化を一気に加速する。幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の重要性や、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組むもの。
- 「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（2018年6月15日閣議決定）において、以下の方針が示され、消費税率引上げ時の2019年10月1日からの実施することとされている。

（無償化の対象範囲）

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。なお、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。

※ 地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育）は、認可保育所と同様に無償化の対象とする。また、企業主導型保育事業についても、標準的な利用料を無償化の対象とする。

0歳～2歳児についても、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化を進めることとし、現在は、住民税非課税世帯の第2子以降が無償とされているところ、この範囲を全ての子供に拡大する。

就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）についても、併せて無償化を進めていく。また、幼稚園、保育所及び認定こども園と障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象とする。

（認可外保育施設の無償化の対象者・対象サービス）

対象者は、今般の認可外保育施設に対する無償化措置が、待機児童問題により認可保育所に入ることができない子供に対する代替的な措置であることを踏まえ、認可保育所への入所要件と同一とする。すなわち、保育の必要性があると認定された子供であって、認可保育所や認定こども園を利用できない人とする。

対象となるサービスは、以下のとおりとする。

- ・ 幼稚園の預かり保育
- ・ 一般的にいう認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター及び認可外の事業所内保育等のうち、指導監督の基準を満たすもの。ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける。

※ このほか、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象とする。

（認可外保育施設の無償化の上限額）

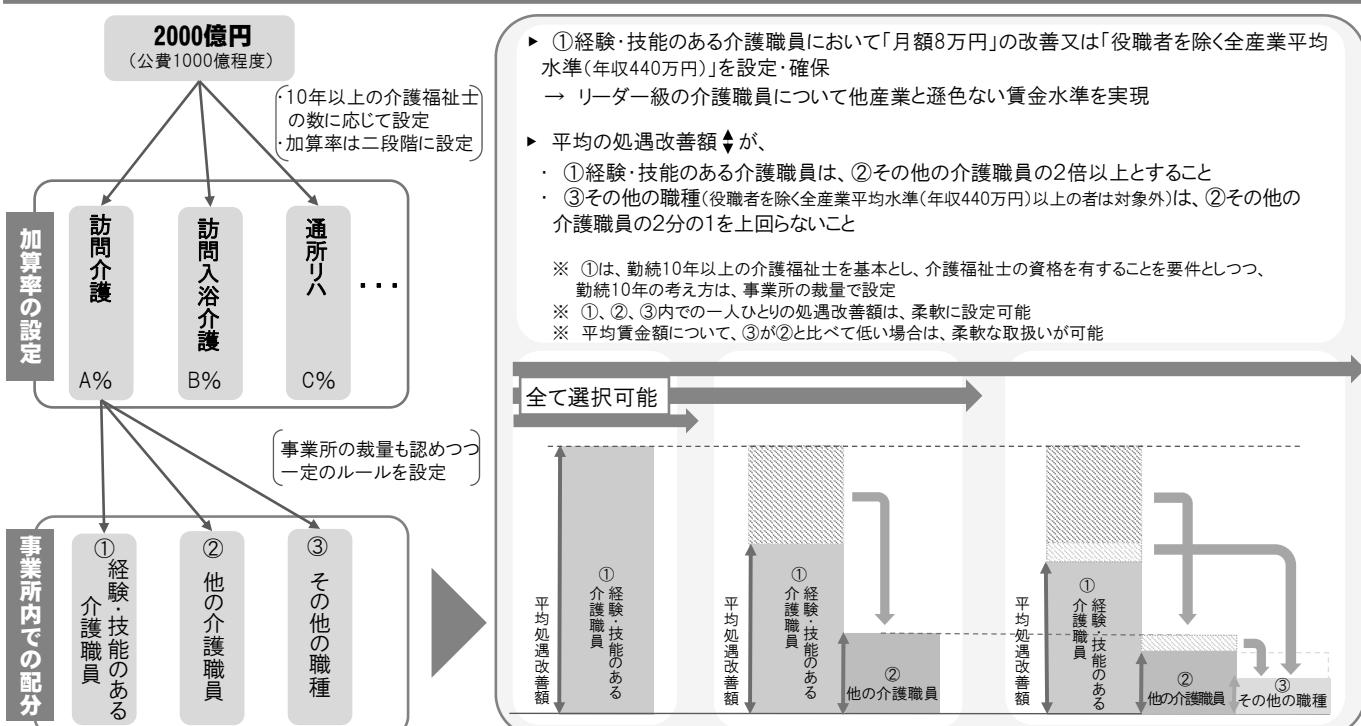
無償化の上限額は、認可保育所の利用者の公平性の観点から、認可保育所における月額保育料の全国平均額（月額3.7万円（0歳から2歳児については月額4.2万円））とする。幼稚園の預かり保育については、幼稚園保育料の無償化上限額（月額2.57万円）を含めて、上述の上限額まで無償とする。

新しい経済政策パッケージに基づく介護職員の更なる処遇改善

○ 新しい経済政策パッケージ（抜粋）

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。



平成31年度における 「防災・減災、国土強靭化 のための緊急対策」

平成31年度における「防災・減災、国土強靭化のための緊急対策」(概要)

防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）（抜粋）

第3章 各項目の主な具体的措置

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

- (1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化
 - ・社会福祉施設等に関する緊急対策〔耐震化、ブロック塀等〕(厚生労働省)
- (2) 救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保
 - ・災害拠点病院等の自家発電設備の燃料確保に関する緊急対策(厚生労働省)
 - ・災害拠点病院等の給水設備の強化に関する緊急対策(厚生労働省)
 - ・病院の耐震整備に関する緊急対策(厚生労働省)
 - ・保健所の自家発電設備に関する緊急対策(厚生労働省)
 - ・社会福祉施設等の非常用自家発電設備に関する緊急対策(厚生労働省)

II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

- (2) 食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保
 - ・全国の上水道施設(取・浄・配水場)に関する緊急対策(厚生労働省)
 - ・全国の上水道管路に関する緊急対策(厚生労働省)

第6章 対策の事業規模

初年度の対策として速やかに着手すべきものについては2018年度(平成30年度)第2次補正予算により対応することとし、さらに、
2019年度(平成31年度)当初予算及び2020年度(平成32年度)当初予算の臨時・特別の措置を活用することとする。

事 項	平成31年度 予算案 (国費、単位:億円)
社会福祉施設等の耐震化整備、非常用自家発電設備整備等	343
災害拠点病院等の耐震化整備、給水設備強化、非常用自家発電設備整備	75
保健所の非常用自家発電設備整備	12
水道施設の整備等	259
合計	690

社会福祉施設等の防災・減災に関する緊急対策

平成31年度予算案:343億円
平成30年度第2次補正予算案:172億円

概要: 平成30年北海道胆振東部地震・大阪北部地震を踏まえ、以下3つの緊急対策を実施する。

- ① 地震発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する社会福祉施設等の安全を確保するため、耐震化状況調査の結果を踏まえ、耐震性が無い施設約4,120カ所について、耐震化整備
- ② ブロック塀等の倒壊事故を防止し、利用者等の安全を確保するため、社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検の状況調査の結果を踏まえ、安全性に問題のある施設約7,025カ所について、ブロック塀等の改修整備
- ③ 停電時に医療的配慮が必要な入所者等の安全を確保するため、社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備見込調査の結果を踏まえ、今後整備予定のある施設約1,176カ所について、非常用自家発電設備整備

府省庁名: 厚生労働省

耐震化整備

箇所: 約4,120カ所

(子ども: 約1,474か所 障害児・者: 約1,671か所
高齢者: 約882か所 その他: 約93か所)

昭和56年以前に建築された施設のうち、耐震診断の結果、改修の必要があるとされた施設

期間: 2020年度まで

実施主体: 都道府県、市区町村

内容: 柱や壁など躯体の耐震補強改修工事等を実施することで、地震発生による建物の倒壊、破損等を防止

達成目標: 2020年度までに社会福祉施設等の耐震化率を約95%まで向上させる

ブロック塀等改修整備

箇所: 約7,025カ所

(子ども: 約3,526か所 障害児・者: 約1,564か所
高齢者: 約1,857か所 その他: 約78か所)

劣化、損傷や高さ、控え壁等に問題があるブロック塀等を設置している施設

期間: 2019年度まで

実施主体: 都道府県、市区町村

内容: 改修工事等を実施することで、地震発生によるブロック塀等の倒壊、破損等を防止

達成目標: ブロック塀等改修整備が必要な社会福祉施設等約7,025箇所を全て対策完了

非常用自家発電設備整備

箇所: 約1,176カ所

(子ども: 約10か所 障害児・者: 約298か所
高齢者: 約861か所 その他: 約7か所)

非常用自家発電設備が現在未整備で、今後、整備予定のある施設

期間: 2019年度まで

実施主体: 都道府県、市区町村

内容: 非常用自家発電設備の整備を実施することで、地震発生による停電の際、事業の継続を可能とする

達成目標: 非常用自家発電設備の整備予定がある社会福祉施設等約1,176箇所全て対策完了

災害拠点病院等の自家発電設備の燃料確保に関する緊急対策

平成31年度予算案: 8.3億円
平成30年度第2次補正予算案: 8.3億円

概要

平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の災害拠点病院等を対象に非常用自家発電設備の整備状況等の緊急点検を行った結果、災害時において病院の診療機能を3日程度維持するために設備の増設等が必要な災害拠点病院等に対して、整備に要する経費の一部を支援する。

【事業概要】非常用自家発電設備の増設等（※）に必要な経費の補助を行う。

※ 3日程度診療機能を維持するために必要な非常用自家発電装置の燃料タンクの増設、
病院内に燃料備蓄が可能な非常用自家発電装置への更新

【補助対象】民間等の災害拠点病院、
救命救急センター及び周産期母子医療センター

（非常用自家発電装置）

【調整率】 0. 3 3



災害拠点病院等の給水設備の強化に関する緊急対策

平成31年度予算案:13億円
平成30年度第2次補正予算案:13億円

概要

平成30年7月豪雨を踏まえ、全国の災害拠点病院等を対象に給水設備の整備状況等の緊急点検を行った結果、災害時において病院の診療機能を3日程度維持するためには設備の増設等が必要な災害拠点病院等に対して、整備に要する経費の一部を支援する。

【事業概要】給水設備の増設等（※）に必要な経費の補助を行う。

※ 3日程度診療機能を維持するために必要な受水槽の増設、地下水利用給水設備の整備

【補助対象】民間等の災害拠点病院、 救命救急センター及び周産期母子医療センター

【調整率】 0. 33



病院の耐震整備に関する緊急対策

平成31年度予算案:54億円
平成30年度第2次補正予算案:21億円

概要

病院の耐震改修状況については、毎年度調査を行い、災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率は平成29年9月時点で89.4%、病院全体の耐震化率は72.9%であり、いずれもまだ十分とはいえない。

このため、未耐震の災害拠点病院や救命救急センター等の救急医療を担っている病院及び耐震性が特に低い建物（Is値0.3未満）を有する病院等の耐震整備に対する支援を行う。

【事業概要】

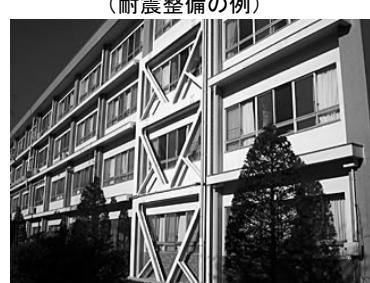
未耐震の災害拠点病院や救命救急センター等の救急医療を担っている病院及び耐震性が特に低い建物（Is値0.3未満）を有する病院等の耐震整備に対する支援を行う。

※ Is値とは、地震に対する建物の耐震性能を表す指標であり、震度6以上の地震に対して、Is値0.6未満は未耐震の建物としており、0.3未満は、震度6以上の地震に対して建物が倒壊、又は崩壊する危険性が高い。（特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針（H7建設省告示））

【補助対象】

民間等の病院（災害拠点病院や救命救急センター等の救急医療を担っている病院及び耐震性が特に低い建物（Is値0.3未満）を有する病院）

【調整率】 0. 50



全国の保健所に関する緊急対策

平成31年度予算案:12億円

概要: 地域における健康危機管理の拠点であり、避難所や在宅の住民の医療、保健、福祉のニーズに対応する中心拠点である保健所を対象に、災害により停電が生じた場合を想定し、緊急点検を行った。点検の結果、自家発電設備がない施設及び機能が不十分な施設が345箇所判明したため、自家発電設備の整備に必要な支援を実施する。

府省庁名:厚生労働省

非常用自家発電設備の新設又は増設の補助

対象箇所: 保健所 345カ所

地域における健康危機管理の拠点となる保健所で、自家発電設備がない施設及び機能が不十分な施設であり、災害時の停電により医療、保健、福祉のニーズに対応する機能が維持できなくなる恐れが高い施設。

期間: 2020年度まで

実施主体: 都道府県、保健所設置市、特別区



内容: 災害時に健康危機管理の中心拠点としての機能を3日間維持するために必要な自家発電設備の新設又は増設について必要な経費の補助を行う。

達成目標: 地域における健康危機管理の拠点であり、避難所や在宅の住民の医療、保健、福祉のニーズに対応する中心拠点である保健所について、その機能を3日程度維持できる体制を確保する。

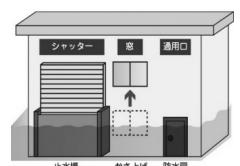
水道施設に関する緊急対策

水道関係予算(計920億円) (緊急対策分)		(参考:緊急対策以外)
・平成31年度予算案: 259億円		・391億円
・平成30年度2次補正予算案: 66億円		・204億円

概要

- 平成30年7月豪雨災害や平成30年北海道胆振東部地震災害を踏まえ、全国の上水道事業等を対象に、重要度の高い水道施設※の災害対応状況について緊急点検を行い、停電・土砂災害・浸水災害・地震により大規模な断水が生じるおそれがあることが判明した施設に対して対策を実施する。※ 病院等の重要給水施設に至るルート上にある水道施設
- また、耐震性の低い基幹管路について、耐震化のペースを加速させる。

対応方針

- (1) 停電により大規模な断水が生じるおそれがある
淨水場  **自家発電設備の設置等の停電対策(新規)**
緊急対策実施箇所数: 139カ所
- (2) 土砂災害により大規模な断水が生じるおそれがある
淨水場  **土砂流入防止壁の設置等の土砂災害対策(新規)**
緊急対策実施箇所数: 94カ所 
- (3) 浸水災害により大規模な断水が生じるおそれがある
淨水場  **防水扉の設置等の浸水災害対策(新規)**
緊急対策実施箇所数: 147カ所 
- (4) 耐震性がなく、早急に耐震化の必要がある水道施設
(淨水場、配水池等)  **耐震補強等の地震対策(継続)**
耐震化率の引き上げ(淨水場3%、配水場4%引き上げ)
- (5) 耐震性の低い基幹管路  **耐震適合率の目標(2022年度末までに50%)達成に向けて耐震化のペースを加速(継続)**現在の1.5倍に加速 

参考資料

(参考) 社会保障改革の新たな局面への対応①

- 2025年以降の「現役世代の急減」という新たな局面における課題への対応が必要であり、給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保を図りつつ、①高齢者をはじめとした多様な就労・社会参加の促進、②就労や社会参加の前提となる健康寿命の延伸、③労働力の制約が強まる中での医療福祉サービス改革による生産性の向上を図る。

多様な就労・社会参加に向けた取組

- 高齢化の一層の進展、現役世代の急減に対応し、より多くの人が意欲や能力に応じた就労・社会参加を通じてより長く活躍できるよう、高齢者をはじめとした多様な就労・社会参加を促す取組を推進する。

重点取組分野	具体的な方向性	平成31年度予算案の主な事項
高齢者雇用・就業機会の確保・中途採用の拡大	<ul style="list-style-type: none">・企業による、働く人の個々の事情に応じた多様な雇用・就業機会の確保・能力や成果による評価・報酬体系の構築等の環境整備・地域の主体による高齢者の雇用・就業機会の開拓・中途採用拡大のための支援	<ul style="list-style-type: none">▶ 高齢者に係る成果を重視した賃金制度や能力評価制度の構築に取り組む企業に対し、整備費用の助成▶ 地域の様々な機関が連携して高齢者の就業を促進する「生涯現役促進地域連携事業」の拡充▶ シルバーハウスのマッチングの機能強化▶ 中途採用の拡大に取り組む事業主に対する助成
就職氷河期世代の就職支援・職業的自立促進の強化	<ul style="list-style-type: none">・就職氷河期世代の不安定就労者等に対し、一人ひとりが抱える課題に応じたきめ細かい就職支援・長期にわたる無業者に対する、職業的自立に向けた相談支援と生活支援をワンストップで行う体制の整備	<ul style="list-style-type: none">▶ わかるハローワークを中心とした就職氷河期世代等の正社員化に向けたきめ細かい就職支援、人手不足企業等とのマッチング強化など集中的な取組の展開▶ 地域若者サポートステーションにおける、生活困窮者自立支援制度による支援とワンストップ型の「就職氷河期世代等無業者一体型支援モデルプログラム」の創設
地域共生・地域の支え合い	<ul style="list-style-type: none">・介護、障害、子どもなどの縦割りを超えて複合化した課題を受け止める地域における包括的支援体制の整備促進・住民の参画を基本とする、地域共生につながる多様な活動の促進・分野を超えた共生型サービスの普及	<ul style="list-style-type: none">▶ 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりや複合化・複雑化した課題を受け止める包括的な相談支援体制の整備の推進▶ 生活困窮世帯の子ども等の生活習慣・環境の改善等に関する取組の強化、居住支援の充実▶ 成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関の整備や市町村計画の策定の推進、成年後見制度の担い手育成、低所得の高齢者・障害者への成年後見人の報酬等の助成 等▶ 介護報酬・障害報酬による共生型サービスの普及

(参考) 社会保障改革の新たな局面への対応②

健康寿命延伸に向けた取組

- 「次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等」、「疾病予防・重症化予防」、「介護予防・フレイル対策、認知症予防」の3分野を中心に、インセンティブの強化、ナッジの活用などにより、①健康無関心層へのアプローチを強化しつつ、②地域・保険者の格差の解消を図ることによって、個人・集団の健康格差を解消し、健康寿命の更なる延伸を図る。

重点取組分野	具体的な方向性	平成31年度予算案の主な事項
次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センターの質と量の充実等による「健やか親子21」に基づいた次世代の健やかな生活習慣形成の推進及び関連研究の実施 ・成育サイクルに着目した疾病予防・治療方法等に関する研究の推進 ・乳幼児期・学童期の健康情報を一元的に確認できる仕組みの構築 ・野菜摂取量増加に向けた取組等の横展開、民間主導の健康な食事認証制度等の普及・支援など、自然に健康になれる環境づくりの推進 ・予防・健康づくりに關係する地域の関係者が一体となって、「健康日本21」も踏まえた健康的な食事・運動や社会参加の推進に取り組むため、スマート・ライフ・プロジェクト、日本健康会議等の連携を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 健やか親子21(第2次)による健やかな生活習慣形成 ▶ 子育て世代包括支援センターの全国展開を推進 ▶ 産前・産後サポート事業、産後ケア事業の推進 ▶ 母子保健情報の利活用推進のための市町村システム改修 ▶ 「健やかな生活習慣形成等の推進」や「疾病的予防・治療方法の確立等の開発」に関する研究 ▶ 健康日本21を踏まえた健康無関心層への働きかけ（スマート・ライフ・プロジェクト） ▶ 受動喫煙対策の強化
疾病予防・重症化予防	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者に対するインセンティブ措置の強化、先進・優良事例の横展開等による疾病予防・重症化予防の推進 ・医療機関と保険者・民間事業者等が連携した医学的管理と運動・栄養等のプログラムを一体的に提供 ・個人の予防・健康づくりに関する行動変容につなげる取組の強化（ナッジ、ヘルスケアポイント、ウェアラブル機器等） ・がんの早期発見に向けた精度の高い検査方法等の研究・開発等 ・歯科健診や保健指導の充実を図り、歯科医療機関への受診を促すなど、全身の健康にもつながる歯周病等の歯科疾患対策の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ がん等に関する研究開発支援、がんゲノム情報管理センターやがんゲノム医療提供体制の充実 ▶ 糖尿病性腎症患者の重症化予防の取組への支援、慢性腎臓病(CKD)診療連携体制構築の推進 ▶ 保険者努力支援制度等、保険者の予防・健康インセンティブの取組への支援 ▶ 効果的・効率的な歯科健診の実施をするための標準的な歯科健診・保健指導モデルの検証
介護予防・フレイル対策 認知症予防	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防事業と高齢者の保健事業（フレイル対策）との市町村を中心とした一括実施を推進 ・認知症予防を加えた認知症施策の推進、通いの場の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 介護予防と高齢者の保健事業の市町村における一括的な実施の先行的な取組への支援 ▶ 口腔機能の低下予防に関するモデル事業の実施 ▶ 食事摂取基準(2020年版)を活用した高齢者のフレイル予防の推進（普及啓発、研修実施） ▶ 認知症施策の総合的な取組（認知症地域支援推進員の配置や認知症カフェの普及の推進）

(参考) 社会保障改革の新たな局面への対応③

医療・福祉サービス改革に向けた取組

- 「労働力制約が強まる中でのマンパワーの確保」と「医療・介護・福祉の専門人材による機能の最大限発揮」に向けて、テクノロジーも活用しつつ、生産性向上を図るために、次の3つの分野を設定し、重点的に取組を推進する。
 - ①効率的な業務分担の推進
 - ②テクノロジーの徹底活用
 - ③組織マネジメント改革の推進

重点取組分野	具体的な方向性	平成31年度予算案の主な事項
効率的な業務分担の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の働き方改革を踏まえたタスク・シフティングの推進 ・介護ロボット等の活用による特養での効率的な配置の推進 ・保育補助者の活用による保育業務の効率化 ・障害分野のロボット等の活用による介護業務等の負担軽減の推進 	<p>【医療分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業 ▶ 医療のかかり方普及促進事業 ▶ 看護業務の効率化に向けた取組の推進 <p>【介護・福祉分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 介護職機能分化や多職種チームケア等の推進 ▶ 介護事業所における生産性向上推進事業 ▶ 障害者支援施設等におけるロボット等の導入モデル事業の実施 ▶ 保育補助者の雇い上げ支援
テクノロジーの徹底活用	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関におけるAI・ICT等の活用推進、診断等の質の向上や効率化に資する医療機器等の開発支援 ・介護ロボットの活用、介護サービス事業所間の連携等に係るICT標準仕様の開発 ・障害分野のロボット等の活用による介護業務等の負担軽減の推進 	<p>【医療分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 保健医療記録共有サービス実証事業 ▶ 保健医療分野における人工知能(AI)の開発加速化 ▶ Tele-ICU体制整備促進事業 ▶ 電子处方箋の推進に係る効果的・効率的な仕組みの調査等 ▶ 医療ICT化促進基金(仮称)の創設 <p>【介護・福祉分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 介護ロボット開発等加速化事業(生産性向上推進事業) ▶ 介護事業所におけるICTを通じた情報連携推進事業 ▶ 障害者支援施設等におけるロボット等の導入モデル事業の実施
組織マネジメント改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・病院長研修など医療機関のマネジメント改革への支援 ・介護分野、障害福祉分野における生産性向上ガイドラインの作成・普及 ・保育業務に関するタイムスタディ調査の実施、好事例の収集 	<p>【医療分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 医療機関の勤務環境マネジメント向上支援 <p>【介護・福祉分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 介護事業所における生産性向上推進事業(モデル事業所における具体的取組の展開、ロボット活用の加速化等) ▶ 文書量半減に向けた取組の推進 ▶ 障害福祉事業所におけるICTの活用状況等の調査